

船橋市長 松戸 徹



2018年度

船橋市予算にかかる要望書



日本共産党千葉県西部地区委員会

地区委員長 淀 裕一

日本共産党船橋市議会議員団

代表 中沢 学

◇ 予算要望書 もくじ ◇

2018 年度船橋市予算にかかる要望書の提出にあたって	2
01. 平和問題	4
02. 市長公室	6
03. 企画財政部	8
04. 総務部	10
05. 税務部	12
06. 消防局	14
07. 市民生活部	15
08. 環境部	17
09. 経済部	20
10. 健康福祉局	
1) 健康・高齢部	23
2) 保健所	26
3) 医療センター	27
4) 福祉サービス部	28
5) 子育て支援部	30
11. 建設局	
1) 都市計画部	33
2) 都市整備部	35
3) 道路部	38
4) 下水道部	47
5) 建築部	49
12. 教育委員会	51
1) 管理部	52
2) 学校教育部	53
3) 生涯学習部	56
13. 監査委員	59
14. 選挙管理委員会	59
15. 農業委員会	61
アンケート集計結果	62
アンケート用紙（見本）	67

2018年度船橋市予算にかかる要望書の提出にあたって

安倍政権の下で大企業・富裕層優遇の一方で弱者に冷たい政治が続いています。安倍首相は、「消費税増税の一部を教育・子育てにまわす」などと、切実な願いを逆手にとって、2度も延期した消費税率10%への増税を、再び国民に押し付けようとしています。安倍政権が行った2014年4月の8%増税後の41カ月で家計消費が前年同月を上回ったのは、たった4カ月で、37カ月はマイナスとなっています。いま求められているのは、大企業や富裕層ばかりを応援する経済政策を転換して、格差と貧困をただし、市民の暮らしを応援する経済改革をすすめることです。

ところが、安倍首相はこの5年間で社会保障予算の「自然増」を1兆4,600億円削減し、社会保障を劣悪にしながら、“小泉内閣を上回る規模で社会保障費を削った”と自慢しています。安倍政権の「自然増削減」は、医療費の負担増、介護の利用料値上げ、生活保護費の切り下げなど、社会保障制度の基盤を崩し、国民生活に深刻な打撃を与えています。年金・医療・介護・福祉を大本から立て直し、憲法25条の定める生存権保障にふさわしい制度へと改革が求められます。

一方、安倍政権下で軍事費が5年連続増額し5兆2,000億円にまで膨れ上がっています。「海外で戦争する国づくり」に向けた軍拡や、アメリカの軍需産業から高額な兵器を買わされています。さらに、安保法制（戦争法）に基づく新任務が自衛隊に付与される中で、憲法9条を改憲し、「戦争する国づくり」に突き進んでいます。市民の幸せは平和の上に成り立つものであり、「戦争する国づくり」にストップをかけなければなりません。

2018年度船橋市の予算編成には、こうした国の悪政の下、市民の命と暮らしを守る「防波堤」としての市政運営の実現が求められます。昨年度の一般会計では101億5900万円の不用額を計上し、なかでも民生費においては43億円にものぼります。財源調整基金の昨年度末残高は171億7500万円であり、一昨年より減らしたとはいえ依然高い水準です。豊かな財政を市民生活にどう生かすのか、松戸市長の政治姿勢が問われています。

今年4月時点で特養ホームの待機者は435人、保育園の待機児童は379人です。福祉や保育のさらなる充実が求められています。北部清掃工場や温浴施設、東消防署古和釜分署など、様々な工事で業者が提示する設計や価格が適正なものかをチェックする技術が継承されなくなっています。計画的な職員の採用、人材育成が求められます。

その一方で、組合施行の海老川上流地区の区画整理事業に市の職員を使い、多額の市税をつぎ込む浪費的大型事業が行われています。

市政の運営を社会保障や福祉、子育て予算の充実など市民の暮らし最優先にすることを求めます。以下、特に重点的に取り組みを求めたい課題を上げますので、予算編成に反映されるよう要望します。

1. 安倍政権が進める戦争法の具体化に協力しないこと。自衛官募集事務はやめること。習志野基地・下総基地強化に反対すること。木更津基地でのオスプレイの定期整備はやめるよう求めること。オスプレイの配備に反対すること。
2. 国保料や介護保険料の値上げはやめ、引き下げること。
3. 家庭ゴミの回収の週3回から2回への改悪や、有料化はやめること。
4. 予算編成にあたっては大型公共施設建設偏重から、老朽化した校舎の改修、生活道路の改善、公園整備など市民の暮らしの環境改善を重視すること。
5. 認可保育園増設や放課後ルームの増設で待機児解消を行うこと。
6. 介護保険サービスの利用者負担の軽減や、一人暮らし高齢者対策、介護労働者の待遇改善など船橋市独自の介護制度の充実に取り組むこと。
7. 給食費の無料化や給付制奨学金、就学援助の拡充など子育て支援、子どもの貧困対策に取り組むこと。
8. 農業、漁業、商工業など市内産業をまもること。
9. 公共施設等総合管理計画で施設の統廃合や民営化を行わないこと。図書館の指定管理制度をやめ直営に戻すこと。
10. 震災対策とともにゲリラ豪雨や大雪など気候変動による災害から市民を守る防災対策を強化すること。
11. 職員の雇用にあたっては、待遇を改善し、官製ワーキングプアを解消すること。労働基準法を守ること。長時間過密労働をなくすこと。

01. 平和問題

1. 憲法改悪に反対し、憲法9条を守ること。
2. 安全保障関連法制に反対し、市の施設や自治体職員の協力は拒否すること。国民保護計画は廃止すること。
3. 自衛隊員募集事務は止めること。
4. 木更津基地での日米オスプレイの定期整備をやめるよう求めること。また陸上自衛隊が導入するオスプレイの暫定配備や配備に反対すること。
5. 米軍横須賀基地への原子力空母や原子力潜水艦寄港に反対すること。
6. 沖縄の辺野古の米軍新基地建設や高江ヘリパット建設の強行に、自治体として反対すること。
7. 平和事業の充実
 - (1) 毎年行われる平和行進に対し、市として後援を行なうこと。
 - (2) 8月6日、9日の原爆投下時に合わせて、防災無線でサイレンをならし、市民へ「黙祷」を呼びかけること。
 - (3) 被爆者援護条例を制定すること。
8. 市内および近隣にある自衛隊基地について、国に対して次の点を申し入れること。
 - (1) 習志野基地、下総基地を撤去すること。
 - (2) 習志野基地に配備されたPAC3や大規模火薬庫を撤去すること。
 - (3) 飛行訓練を中止すること。緊急に早朝、深夜、昼食時、土日、休日の訓練を中止し、航空機騒音被害を解消すること。
 - (4) 新日米ガイドラインですすめられる米軍と自衛隊の一体化による基地機能の強化をやめること。
 - (5) 旧軍が遺棄したと証言のある毒ガスについて、ひきつづき全容解明に取り組むこと。
9. 核兵器廃絶のための行動に取り組むこと。
 - (1) 平和首長会議が呼びかけた「核兵器廃絶のための緊急行動——2020ビジョン」に、市としても取り組むこと。平和首長会議の宣言や決議などを広く市民に普及すること。
 - (2) 「ヒバクシャ国際署名」や「核兵器全面禁止のアピール」の署名運動に協

力すること。

- (3) 核兵器禁止条約にサインするよう国に求めること。

02. 市長公室

1. 防災について

1. 常備消防力を直ちに国基準まで整備すること。
2. 避難所の機能を充実させること。
 - (1) 防災用の備蓄は定期的に見直しを行い、必要な物品の補充を行うこと。また備蓄の状況を広報すること。
 - (2) 地域住民と協議し、避難所機能を充実させること。
 - (3) 避難所は住民にわかりやすく表示し、周知徹底すること。(特に本中山6,7丁目等市堺に住み、本市の避難所が遠い住民に)
 - (4) 避難所運営マニュアルは、熊本地震の経験をふまえたものにする。
3. 公共施設の耐震補強工事を速やかに実施すること。
4. マンションなど集合住宅を含め個人の住宅の耐震補強をすすめるために、耐震診断や耐震補強工事の助成制度を充実させること。
5. 家具転倒防止器具の設置を広げるための制度を創設すること。当面高齢者、障害者世帯へは、無償で設置すること。
6. 耐震シェルターや防災ベッド設置の助成制度を創設すること。
7. 防災空地の確保など、震災時の火災による被害を防ぐ対策にとりくむこと。
8. 消防局の耐震補強工事を緊急に行うこと。
9. 自主防災組織への助成を拡充すること。
10. 帰宅困難保護者の子ども対策、帰宅困難者対策を一層充実させること、また民間施設にも徹底させること。
11. 防災無線を聞きやすくする対策を取ること、また、個別受信機を各世帯に配布すること。
12. 最新の地震研究の情報と科学的知見に基づき、東京湾内の津波シミュレーションにそった対策を講じること。

2. 放射能から命と健康を守るために

自然エネルギーの活用について検討し、船橋市として独自の目標を設定すること。

1. 原子力発電の再稼働・新設は行なわないよう国に求めること。高速増殖炉の利用は中止するよう政府に要請すること。
2. 放射能事故への対策を行うこと。
引き続き市内の放射能汚染の実態調査をすすめ、必要な除染を行うこと。
 - (1) 測定器の貸し出しを全ての出張所、連絡所、公民館、市民センターで行なうこと。
 - (2) 全学校・保育園等について、定期的な測定とその数値の公表を継続すること。
 - (3) 市として学校・保育園給食食材、食品、土壌の検査をすること。
 - (4) 河川・東京湾の底質調査を行うこと。
 - (5) 子どもたちの甲状腺検査を行うこと。当面、検査の補助を実施すること。
 - (6) 市内の土壌の放射能汚染マップをつくること。

3. 広報について

1. 広報の全戸配布。

03. 企画財政部

政策会議は公開を原則とし、議事録を作成すること。また、インターネット上で公開すること。

1. 東葉高速鉄道および北総鉄道について
 - (1) 東葉高速鉄道の経営状況を議会に報告すること
 - (2) 高すぎる運賃の引き下げ及び増発によるサービスの向上をはかること。
 - (3) 経理の公開を行なうこと。
 - (4) 通勤通学定期の割引率を引き上げること。
 - (5) 東葉高速鉄道の財政支援スキームを見直し、国に支援を求めること。2次スキーム終了後の財政負担は行わないこと。
2. 女性の社会進出を高めるために
 - (1) 女性の管理職への登用を積極的に行うこと。
 - (2) 各種審議会・協議会委員への女性の登用を抜本的に増やすこと。
3. 三番瀬をラムサール条約登録湿地に指定するようとりくむこと。
4. 船橋市域の水際線（海浜公園の浜除く）に市民が近づけ親しめるよう、企業や港湾管理者と協議し、周辺整備を行うこと。
5. 国有地等の取得について
 - (1) 三山8丁目自衛隊官舎跡地を公園用地として早急に取得すること。
 - (2) 薬円台5丁目の公務員住宅跡地を高齢者施設、保育園、公園などの公共施設用地として、早急に取得すること。
 - (3) 山手1-1、日本建鐵（株）の跡地は有害物質の除染を所有者に徹底させること。除染後に市が買い取り、学校をつくるなど有効活用すること。
6. 里山など保存地域を指定し、積極的に保全をすること。
7. 契約について
 - (1) 労働者に適正な賃金が支払われるよう公契約制度を導入すること。
 - (2) ひきつづき入札制度の改善に取り組み、「談合」を防止すること。総合評価方式を一層改善し労働条件を改善すること。
 - (3) 官公需の地元中小業者向け発注を増やすこと。
 - 市の発注する工事の下請事業者には市内業者の受注割合を拡大するよう元請事業者に要請すること。
 - 共同企業体を構成する業者に発注する場合、「地元請負業者の仕事比

率」を高めること。

- 分割発注などで小額の発注を増やし地元業者との契約を増やすこと。
- (4) 建設業退職共済掛金納付が公共事業について厳正に行われるよう監視、指導すること。
8. 縁故債の借入は低金利のものになるよう入札を行うこと。
 9. 競馬開催時の交通対策を強化し、近隣住民に迷惑をかけないようにすること。
 - (1) 中山競馬開催日、場外馬券発売日の周辺道路の混雑解消をはかり、周辺の迷惑にならないよう整備すること。
 - (2) 中山競馬場の場外馬券販売の通年化に反対すること。
 - (3) 船橋競馬場での場外券販売をやめること。
 10. 民間委託をしている市の業務のなかで、できるものについては障害者団体に委託し、障害者の就労の条件を広げること。
 11. 丸山 3-26 の市有地を有効活用すること
 12. 船橋北口駐車場は、普通財産として営利会社の駐車場となっている。これでは、都市計画法、地方自治法、財務規則違反であるので、行政財産に戻し、市営駐車場として運営すること。
 13. 船橋市金属工業協同組合から出されている栄護岸の改修について、市議会の決議に基づき、市として支援すること。支援できる計画を作成すること。
 14. ふるさと納税を見直すよう国にもとめること。
 15. 地方交付税の法定率を引きあげ、臨時財政対策債を廃止するよう国に求めること。

04. 総務部

正規職員の採用を増やし、正規職員比率を高めること。長時間過密労働をなくすこと。

1. 成果主義賃金制度は導入しないこと。
2. 国保窓口業務の派遣委託はやめ、直営で行うこと。
3. 非正規職員の待遇改善をすすめること。
4. 職員の採用に当たっては公正を貫くこと。プライバシーを守った形で、順位、点数なども公表すること。
 - (1) すべての職種について公募を行なうこと。
 - (2) 退職者や年度途中の欠員等については正規職員で完全に補充すること。
5. 市民サービスに直結する部門の職員は、必要な人員を配置し、配置基準を後退させないこと。
6. 職員の業務姿勢について
 - (1) 職員は専門家として、自分の仕事についての学習・研鑽に努めること。
 - (2) 相談に来た市民がたらい回しにされないことがないよう親身になって相談にのること。
 - (3) フェイスの総合窓口は正規職員を配置すること。
 - (4) 職員研修は憲法を体系的に学ぶものに改善すること。毎年、全職員が受けるようにすること。
7. 業務の民間委託を拡大しないこと。
8. 情報公開を拡大すること。公社等、市が出資している法人の情報も公開すること。
9. 各審議会委員の選任については、広く公募制をとりいれ公募委員の枠を拡大すること。
10. 多目的トイレの整備等、LGBT対策をすすめること。職員研修を行うこと。同姓パートナーシップ制度をつくること。

11. 男性の育児休暇取得をすすめること。復帰後は元の職場に戻れるようにすること。
12. 外国人の市民が必要とする福祉制度をしっかりと使うことができるよう、対策をすすめること。また当事者が参加する協議会を設置すること。

05. 税務部

1. 年金からの市民税天引きをやめること。
2. 税の徴収においては、納税者の生活実態を調べ、強権的な徴収を行なわないこと。
3. 債権管理課は「差し押さえ先にありき」の取立てはおこなわないこと。支払い能力がない債務者への告訴はやめること。
4. 税制について「総合、累進、生活費非課税」の原則に立った改正を政府に要請すること。
5. 消費税の税率引き上げに反対すること。また食料品など生活必需品は非課税にするよう求めること。
6. 固定資産税について
 - (1) 固定資産税の路線価については、いつでも見られるようにすること。課税ミス根絶し、是正する体制をとること。
 - (2) 固定資産税の評価方式を収益還元方式に改めるよう国に要請すること。
 - (3) マンション敷地内の公共的性格を有する諸施設（公園、プレイロット、緑地、道路、通路、防火水路、集会所など）の固定資産税を軽減すること。
 - (4) 私道でも公衆用の道路は非課税であることの周知を徹底すること。
7. 市税減免の基準を明確にし、市民に広く知らせること。
8. 都市計画税の税率を引き下げること。目的税である都市計画税・事業所税については、その用途を市民に明らかにすること。
9. 習志野自衛隊基地については、隣接土地と同じ評価水準で、固定資産税を課税するか負担金を算定額まで増額させること。
10. 中央競馬会に対する課税措置をとること。
11. 資本金1億円以上の市内法人の法人税均等割を制限税率に引き上げること。
12. 有料道路に固定資産税を課税すること。民営化以降、どのようになったのか、検討すること。

13. 事業者に送る住民税の特別徴収税額通知書に、従業員のマイナンバーを記載しないこと。

06. 消防局

1. 消防団運営費については、町会自治会が負担することがないよう適正な補助額を出すこと。
2. 古和釜分遣所の建設にあたっては交通渋滞対策を行うこと。
3. 市民の安全を確保する、災害に強い街づくりを進めるための提案
 - (1) 半径 120 メートルの範囲ごとに、100 トン規模の耐震性貯水槽を設置すること。
 - (2) 貯水槽近くに可搬式ポンプを配備し、地域住民も活用できるようにすること。
 - (3) 初動消防力を高めるため、常備消防と市民が連携できるよう組織整備を行ない、緊急時に対応できるようにする。
 - (4) 災害時に市民が移動困難で孤立状態になる地域に出張所を設置すること。

07. 市民生活部

1. 支所、出張所、連絡所の増設について

支所は東西南北4ヵ所程度、出張所は中学校区、連絡所は小学校区に設置すること。また、市民が市役所ではなく、出張所ですべての業務が完了するように、福祉関係事務をはじめ、業務を拡大すること。当面週一回の福祉部職員を派遣して出前福祉事務所を行うこと。

※丸山公民館に出張所か連絡所を設置すること。

※三山市民センターに出張所を設置すること。

※薬円台公民館に出張所を設置すること。

2. 街路灯・防犯灯の整備を積極的に行なうこと。特に、学校・公園周辺の防犯灯の設置を行なうこと。町会で管理できないところは、市が直接設置・管理すること。

(1) 海松台～東金街道の市道の街灯を明るくすること。

(2) 小室駅前の幹線道路の街灯を明るくすること。

(3) 二和西の通称桜並木通りに防犯灯の設置を。

(4) 小室保育園裏通りに防犯灯設置を。

(5) 新京成線三咲駅への昔の農道の街灯を明るくすること。

(6) 七林小・中学校周辺の街灯を増設すること。

(7) 薬円台公園、薬円台小学校、薬円台高校周辺の街灯を増設すること。

(8) 飯山満2丁目から飯山満駅までの街路灯の増設。

(9) 飯山満3丁目マンション「グランシーナ薬円台」脇の道路の街路灯の増設。

(10) 坪井中学校付近の街灯の増設。

(11) 習志野台2丁目→水道局→JuJu広場までの市道の防犯灯の増設を。設置されているところも歩道を照らさず車道を照らしている。調査して改善を。

(12) 芝山東小学校手前、芝山3丁目、UR都市機構の調整池に接する道路に街路灯を設置すること。

(13) 藤原8丁目46篠原駐車場から鎌ヶ谷市横下貯留池周辺にかけて暗く危険なので街路灯を増設すること。

(14) 木下街道の法典小学校入口バス停から上山3丁目520番地付近の歩道が暗いので街路灯の設置を。

(15) 馬込町809-5郡商店横に入る市道と馬込町873-1交差点から鎌ヶ谷方向に入る市道が暗い歩行者が危ないので街路灯の設置を。

(16) 西船5丁目～東中山1丁目のJR総武線の高架下に街路灯増設を。

(17) 本中山2丁目、市道01-013の街路灯の増設を。

(18) 習志野台1丁目の大竹工務店から新西友の裏口にかけて街路灯の設置を。

3. すべての交番に常時警官を配置すること。次の場所に交番の設置を県警に要望

すること。

※三咲駅前、高野台、本中山6・7丁目あたり、金杉台団地。

4. 地価の高い地域では用地確保が困難なため、自治会館のない自治会に対し会館建設ができるよう用地購入やマンション改造への補助なども行うこと。
5. 人口増に対応してポストや郵便局を設置するよう要望すること。
6. 年金について
 - (1) 最低保障年金制度を創設するよう、国に求めること。
 - (2) 年金機構の年金相談の電話が繋がらないので改善を求めること。
 - (3) 年金資格を失わないよう、減免制度があることを周知すること。
 - (4) 年金積立金について、リスクの大きい株式運用を改め、安全・確実な運用に改善するよう、国に求めること。
7. 空家条例について、市民に周知し、相談にのり、解決に積極的に取り組むこと。
8. 危険な歩きタバコ防止、ポイ捨て禁止の啓発に力を入れること。(特に船橋駅、西船橋駅、津田沼駅周辺)

08. 環境部

1. 生産者に製造物のリサイクルや廃棄処理に関して責任を負わせる拡大製造者責任の法制化を強く国に要請すること。
2. 産業廃棄物については許認可権を生かし、良好な環境を維持すること。
3. 雑品スクラップの適正管理に関して法整備を行なうよう国に求めること。
4. 「船橋市一般廃棄物処理計画」の基本項目達成のため、具体的手立てを早急に進めること。
5. 「船橋市CO₂削減地域推進計画」の目標達成のため、具体的手立てを早急に進めること。
 - (1) 再生可能エネルギー開発の理念として、次の項目を掲げること。
 - ① 自然エネルギーは地域固有の財産であること。
 - ② 地域固有の財産は、地域の文化、生活向上と産業の発展に使うこと。
 - ③ 地域固有のエネルギー開発は、自治体と地域住民の共同によって推進すること。
 - (2) 公共施設への再生可能エネルギー等導入方針の着実な実施と、さらなる導入拡大をめざすこと。
 - (3) 市民、事業者と協力し、市内全体での再生可能エネルギーの普及目標を立てること。
6. 清掃工場の建て替え、管理・運営については市が直接行うこと。
7. 可燃ゴミの収集の回数は週3回から週2回に減らさないこと。有料化を行わないこと。
8. ゴミステーションにあるゴミの分別表を多言語化すること。
9. 粗大ゴミの収集の有料化をやめること。
10. 分別区分をもっと細かくすること。(プラスチック、スチロールなど)
11. デポジット制の導入を国に求めること。
12. ゴミの最終処分地確保と助成制度の新設を国・県へ要請すること。

13. 生ゴミ処理機の助成を拡充し、ごみ減量を進めること。堆肥化を全市的規模ですすめること。
14. 海老川上流域区画整理事業計画がすすめられているが、地球温暖化防止や生物多様性の保全の立場から研究し、環境部としての意見を表明すること。
15. 三番瀬環境学習館は、三番瀬の保全に役立つ施設にすること。
16. アスベストによる被害を防ぐための対策を強めること。市の施設だけでなく民間施設の建設解体では、万全の飛散対策を行うよう監視指導すること。
17. 行田1丁目のAGCテクノグラス跡地、山手1丁目の日本建鐵工場跡地所有者に、土壌汚染、地下水汚染の対策を徹底させること。また、市民が納得できるまで事業者の説明会を開かせること。
18. 太陽光発電を推進するため、設置費補助金を拡充すること。
19. 自衛隊下総・習志野基地の飛行機、ヘリコプターの騒音について定期測定を増やすこと。訓練に関する環境協定を結ぶこと。また、早朝夜間の訓練、低空飛行をやめるよう申し入れること。
20. 丸山4丁目ゴルフ練習場の強風時の騒音対策、山手1丁目ゴルフ練習場「サンランド船橋」の騒音対策を行なうこと。
21. 公衆便所を増やすこと。主要な駅に設置すること。（JR西船橋駅北口広場に24時間使えるものを緊急に設置すること）
22. 葬祭事業について
 - (1) 永代使用料の引き下げを行なうこと。
 - (2) 市営霊園に合葬式墓地を設置すること。
23. 馬込沢駅の近くにあるサミットストア周辺の悪臭対策を行うこと。
24. 馬込沢駅下りの最初の2箇所の踏切用排水から、蚊が大量発生しているので駆除してほしい。
25. 二和商店街市民祭り後の道路清掃を。（食べ物の腐敗臭がひどい）
26. 楠が山、平成建設工業㈱の残土条例違反の是正。毅然ととりしめること。

27. 居酒屋・スナック・バーなど深夜早朝のカラオケによる騒音トラブルが多い。
対策を行うこと。
28. J R 西船橋駅南口周辺に停車する企業バス群の排気ガス対策を行うこと。

09. 経済部

農漁業振興について

1. TPP加入をやめるよう国に要請すること。
輸入自由化推進路線を改め、食料自給率を引き上げ、各国の食料主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮するよう、国に要望すること。
2. 農地の宅地なみ課税の撤廃と相続税の軽減を国に要求すること。
3. 遺伝子組み替えの表示は、全ての食品に義務づけるよう国に要請すること。
4. 青潮対策についての研究・実験にとりくむこと。また、対策事業に助成をすること。
5. 農地の減少を防ぎ、農地の多面的機能を保全するための市の計画を定めること。計画に以下のことを盛り込むこと。
 - (1) 市内生産野菜の指定品目をふやし、補償率を上げること。
 - (2) 学校給食で市内野菜などの消費を高めるため、生産者・市場・教育委員会の連携をつよめること。
 - (3) 農民の健康診断の助成を増やすこと。
 - (4) 農業用廃棄塩化ビニールフィルムやポリエチレンフィルムの処理について農家の負担を軽減すること。
 - (5) 市民農園・学童農園の拡充。
 - (6) 海老川上流域の農地保全。
 - (7) 遊休農地対策。

労働・雇用について

1. 平成7年まで行っていた市内労働実態調査を復活すること。
2. 市発注業務について雇用実態を把握すること。また設計積算の基準となる労務単価を現場に掲示すること。公共工事の発注に当たっては下請けの労働者の賃金が保障されるようにすること。残業代の未払い、契約以外の仕事はさせないようにすること。
3. 賃貸住宅居住の失業者に、住宅手当が支給されることを周知すること。
4. 職業病などの相談会の開催を支援すること。（他市は会場使用料免除、市が

確保している)

5. 勤労市民センターは、勤労者の使用料を無料とし、その他の使用料も引き下げること。また、駐車場についての対策をたてること。
6. 市独自の失業対策事業を行うこと。
7. ブラック企業対策等の相談窓口を市役所にも設置すること。

商工振興について

1. 船橋市商工業戦略プランの実施においては、市内の中・小・零細事業者の実態を把握し、具体的な支援策を講じること。
2. 大型店のこれ以上の進出を規制すること。
 - (1) 大店立地法による大型店の進出に際しては、良好な都市環境の形成の視点を加え、地域コミュニティへの影響を審査基準に加えること。
 - (2) 商工業振興審議会を設置し、地元住民・消費者・商店街・中小小売業者の意見を反映させること。
3. 商店街の路上駐車及び市道上の駐輪対策を行うこと。
4. 山手1丁目のケーヨーD2新船橋店、西側の車両出入口が信号に近すぎるので、東にずらすか、もしくは交通誘導をする警備員の配置を要望すること。
5. 中小業者の振興対策を強化すること。とくに零細事業者対策を行なうこと。
 - (1) 市独自の緊急融資制度を創設すること。
 - (2) 公共事業の地元発注をふやすこと。特に分割できるものについては分割発注し、小規模零細業者への発注をおこなうこと。特定業者に偏らないよう各課への発注指導をすること。提出書類事務の簡素化を行なうこと。
 - (3) 小規模、零細業者が主に利用する特別小口融資制度を不況対策として、赤字でも利用できるように改善すること。
 - (4) 融資返済困難者に対しては、返済期間、据え置き期間を長期化すること。元金返済の据え置き措置など行なうこと。その場合、ペナルティーは課さないこと。
 - (5) 中小零細事業者の経営実態調査を行なうこと。
6. 住宅リフォーム助成制度を再開すること。
7. 商店街活性化のため、助成を行なうこと。

- (1) 空店舗対策のアドバイスや助成を行なうこと。
 - (2) 街路灯の設置・維持管理は全額公費で行なうこと。
8. 高齢者等が身近な所で買物ができるような商業振興をはかること。(特に小室地区)
 9. アンデルセン公園の入場料を無料とすること(特に子どもについて)。

卸売市場

1. 市場の役割である流通機能の改善強化を図るために、生産者、商店、卸、消費者、議会の代表者による審議会を設け、検討すること。
2. 市場のコンクリート塀は、植栽にし、街の景観を高めること。
3. 教育委員会と連携し、地産地消給食の実施をすすめること。
4. 市場年報を復活すること。また、成果と課題を明確にすること。

10. 健康福祉局

「社会保障制度改革」の名で医療、介護、障害福祉、保育、年金、生活保護などの社会保障制度を市場化し、弱者に自助努力をおしつけ、憲法で保障された基本的人権を後退させる動きに反対し、市民を守ること。

1) 健康・高齢部

◎包括支援課

1. 身近で相談できるよう、包括支援センターを大幅に増やすこと。
2. 活動の周知をはかること。

◎高齢者福祉課

1. 高齢者への悉皆訪問調査を行い、実態を把握して施策に反映させるとともに必要な個別の支援を行うこと。
2. 特別養護老人ホームを増やし、必要な人が待たなくても入所できるようにすること。
3. 総武線以南の地域は施設・在宅ともに、介護サービスが不足しているので整備すること。
4. 生きがい福祉事業団の受託事業を拡大し、会員の仕事を増やすこと。会費徴収をやめること。
5. 敬老行事助成金を最低でも消費税増税分以上増額すること。
6. はり・灸・マッサージ助成制度をもとにもどすこと。
7. 無料の給食サービスを復活すること。
8. 無料入浴券制度を復活すること。
9. 日用品給付・貸与事業について所得制限をなくし、制度をひろげること。
10. 福祉タクシーの対象者を要支援1にも拡大し、要支援2及び要介護1・2の乗車券交付枚数を大幅に増やすこと。また、消費税増税などで物価が上がり、実質的にサービスが後退しているため、上限（現在1,200円）を引き上げること。
11. 丸山地区、本中山地区、海神地区、若松地区に特別養護老人ホームを設置すること。
12. 75歳以上のバス代金を無料にすること。

◎介護保険課

1. 軽度者へのサービス充実など、市の独自施策を拡充すること。
2. 居住費や食費への市独自の助成を行うこと。

3. 利用料助成制度を拡大し、預貯金調査は中止すること。
4. 介護保険料の値上げをしないこと。介護保険料を引き下げること。
5. 介護保険制度について住民への周知を徹底すること。申請できない人へは特別の支援を行うこと。
6. 認定審査はコンピューター判定にこだわることなく、住宅事情や同居者の実態など、介護を要する申請者の生活実態にあわせたものにする。特にガンの在宅ターミナルケアの介護がスムーズに実施できるようにすること。
7. 居宅介護福祉用具購入費については、受領委任方式を取り入れること。
8. 在宅の場合、限度額では不足するので、ショートやデイ、ホームヘルプサービスの上乗せサービスを実施すること。
9. ホームヘルパーや介護施設職員など介護労働者の待遇改善を国や事業者に働きかけること。また、市独自の給与補助を行なうこと。
10. 介護保険の通院の介助については付き添いも認めること。
11. 軽度者への「日常生活支援総合事業」は利用者の実態を把握して専門家による介護が受けられるようにすること。
12. 「総合事業」においてチェックリストの導入による振り分けはせず、全申請者にこれまでの要介護認定申請の手続きを継続すること。

◎健康政策課

1. 誰もが安心して老後が送れる、地域包括ケアシステムをつくること。
2. リハビリ病院の個室料をやめること。また、食事代を引き下げること。
3. 小児科や産婦人科など不足する医療体制の充実に努めること。
4. 看護学校の定員を増やすこと。
5. 療養型病床を増床し、ガン・透析・糖尿病など医療が必要な要介護高齢者の入所施設を確保すること。
6. 医療センターの建替えは、海老川上流地区開発と切り離してすすめること。

◎国民健康保険課

1. 国保の広域化に反対すること。
2. 国民健康保険料の引き上げは行わないこと。
3. 子どもの均等割保険料をなくすこと。
4. 保険証の更新に際しては、加入者全員に無条件で郵送交付し、資格証明書や短期保険証は発行しないこと。
5. 生活に困窮する世帯の保険料減免条件を緩和し、皆保険制度として機能させること。
6. 医療費自己負担の44条減免制度の適用を広げ、低所得の人が安心して医療にかかれるようにすること。医療機関と市民に制度を周知すること。
7. 船橋市老人医療費助成制度を復活させること。

8. 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を要請すること。
 - (1) 資格証明書、短期保険証の発行をおこなわないこと。
 - (2) 保険料の値上げを行わないこと。

2) 保健所

保健所の機能を強化し、市民の健康の保持・増進に責任をもつこと

1. 食品、井戸水の検査体制を整備すること。
また、残留農薬、重金属、添加物等の検査を行なう体制にすること。
2. 食品や環境の衛生監視員を増やすこと。食中毒防止の指導強化に努めること。
3. 健康診断が行える体制を整えること。
4. 特定健診は誕生日に受けられるようにすること。
5. 人間ドックの助成金額の上限を引き上げること。
6. ガン検診を無料に戻すこと。すべての科目で年齢制限を撤廃すること。受診率向上に努めること。
7. 健康保険別に行われている特定検診の実態を把握し、市民の保健事業に生かすこと。
8. 子どものインフルエンザ予防接種に助成をおこなうこと。
9. 近隣市の病院でも船橋市の検診を受けられるようにすること。(北総白井病院)
10. 市の独自基準をつくり、妊婦検診の自己負担をなくすこと。
11. 通所型と訪問型を導入すること。
12. 精神保健福祉士・保健師を増員すること。精神保健の相談・訪問・支援体制を抜本的に強化すること。
13. 自殺対策に取り組むこと。
14. 放射能から市民を守るための体制を整えること。
 - (1) 放射性物質の成分分析機器を購入し市独自の検査体制を整備すること。
 - (2) 市民が持ち込む井戸水や母乳、農水産物などの検査に応じること。
 - (3) 「安全神話」でない正確な放射能についての知識や放射能から健康を守るための情報を市民に周知すること。
 - (4) 学校、保育園等の給食食材放射性物質の検査は、実際に使用される食材を調理前に行うこと。また、検出限界値は1ベクレル/kgとすること。
15. 化学物質過敏症の啓発を、公共施設やホームページで行うこと。
16. 減塩対策を強化すること。

3) 医療センター

1. 東葛南部医療圏の中核病院に指定した県に、応分の負担を求めること。
2. 差額ベッド料の徴収をやめること。緩和ケア病棟の個室料徴収はやめること。
3. ガン患者や介護が必要な入院患者の退院にあたっては、退院後の相談にしっかりとりのること。
4. 医療センターへの送迎バスを運行すること。(JR船橋駅、西船橋駅、東武塚田駅、馬込沢駅、新京成北習志野駅、行田団地、本中山)
5. 生活困窮者に診療費の減免を行うために無料低額診療事業を行うこと。

4) 福祉サービス部

◎地域福祉課

1. 福祉銀行の貸付の額を引き上げること（当面、1カ月の生活費に見合う最低額として10万円に）。原資を引き上げること。
2. 市独自の生業資金貸付制度の新設をすること。
3. 民生委員の研修については、介護保険や生活保護など、市民の要望の高いものについては、充実させるなどの援助をおこない、民生委員の資質の向上に努めること。
4. 路上生活者の自立を支援する施設を設置すること。
5. 無料定額診療の薬剤費助成制度を国に求めること。実現するまでは船橋市独自で助成すること。
6. 子どもの学習支援事業を拡充すること。

◎障害福祉課

- ◎ 障害者の就労支援を行うこと。
1. 難病医療費助成について、以下のことを国に求めること。
 - (1) 患者数による線引きを中止し、難病とされる疾病はすべて助成の対象にすること。同時に、新たに発見された難病が、順次速やかに助成の対象になるしくみにすること。
 - (2) 治療継続中の患者は引き続き助成の対象にすること。
 - (3) 医療費を速やかに無料にすること。それを実現するまでは当面、非課税世帯は無料とし、低所得者世帯の負担軽減を図ること。重症患者は無料とすること。入院給食費は負担上限額の中に含めること。
 2. 障害者総合支援法を廃止し、障害をもつ当事者の意見が反映された新法制定を国に求めること。以下のことを実施すること。
 - (1) サービスを選択できるよう障害福祉サービスの基盤整備をすすめること。
 - (2) 障害児の保護者や障害者に負担を負わせる一部負担金をなくすため、独自助成を行うこと。
 - (3) 成人の発達障害について医療支援・生活支援を行うこと。
 - (4) 精神障害者専門の訓練等給付施設・短期入所施設を確保すること。
 - (5) 障害者の医療費は速やかに無料にするよう、国に求めること。
 3. 市内のバリアフリー化をすすめること。
 - (1) 学校や公民館など公共施設には必ずエレベーターを設置すること。ユニ

バーサルデザインのトイレを普及すること。

(2) 視力障害者が安心して歩ける道路の整備をすすめること。

4. 公共施設や主要駅前に常設の福祉ショップを設け、就労の場や作業所の製品の販路を拡大すること。
5. 重度心身障害者の医療費助成制度の所得制限と、一部負担金の徴収は廃止すること。精神障害者も対象とすること。
6. 福祉タクシーは、立て替え払いをなくし、増額すること。また、1級、2級、一部の3級に限らず、これらに準ずる障害者にも適用すること。
7. 腎炎、ネフローゼ疾患などに対する難病援助金を20歳以上の人にも支給すること。
8. ALSなど在宅で人口呼吸器を装着している患者への支援を行うこと。
 - (1) 市が財政負担をし、緊急受け入れやショートステイのベッドを市内で確保すること。
 - (2) 在宅患者の家族の負担軽減のための特別な対策を行うこと。
9. 障害福祉課のケースワーカーを増やすこと。相談支援専門員を増やすこと。
10. 代読・代筆サービスを実施すること。

◎生活支援課

1. 保護受給者の入院時などの保護費の支給を正確に行うこと。また、返還金が生じた場合の納付は、生活に支障のない金額となるように調整すること。
2. 相談員、ケースワーカー、調査員を大幅に増やすこと。国基準を下回る事態はすぐ改善すること。社会福祉士を増やすこと。
3. ハローワークに通う交通費を支給すること。
4. エアコンや冷蔵庫を家具什器費に加えること。体操服や上履き、学用品などの購入については実費を支給すること。
5. 生活保護受給者に臨時的一般生活費（家具什器費、移送費、更新料など）の支給について周知徹底すること。
6. 申請書は出張所など身近な窓口に置くこと。また、インターネットでダウンロードできるようにすること。
7. 生活保護決定のための調査期間は短くすること。
8. 受給者の自立のため、援助は親身になって行なうこと。
9. 生活支援課の面接室を増やし、待ち時間をなくすこと。
10. 生活支援課の建物の外壁を明るい色で塗装すること。

11. ホームレスの申請で無料低額宿泊所の利用紹介はしないことと同時に、近隣市との共同でも公的なシェルターをつくること。
12. 年一回の資産調査はやめるよう、国に求めること。受給者に通帳の写しの提出を求めるのはプライバシーの侵害となるため、やめること。この調査に応じる法的義務は無いことを受給者に周知すること。
13. 生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利である事を市として発信すること。

5) 子育て支援部

◎保育に関すること

1. 待機児解消のために、認可保育園を増設すること。
2. 保育に欠け認可保育園を希望する子どもは、認可保育園に入所させること。
3. 公立保育園の保育士は全て正規職員とすること。
4. 現在の市の認可基準を後退させないこと。
5. アレルギー給食を継続すること。
6. 看護師・栄養士の配置を継続すること。
7. 保育料を値上げしないこと。
8. 保育料の減免制度は、現年度の所得が減った場合など保護者の生活実態に即したものに拡充し、制度を周知すること。
9. 保育料の算定にあたって年少扶養控除の「再計算」を新入園児にも行うこと。
10. 認可保育園について、第2子からの保育料を無料にすること。
11. 一時保育の実施園を全市に拡大し、利用制限をなくすこと。利用料を引き下げること。
12. 民間で行っている時間外有料保育は市が肩代わりし負担すること。
13. 認可外保育所の職員の給与が、生活できる水準となるよう対策をとること。
14. 認可保育園の緊急増設や、保育士の賃上げと配置基準の引き上げについて責任を果たすよう、国に強く求めること。
15. 子育て支援センターを行政コミュニティ単位に早急に設置し、子育てに不安を抱える保護者への支援を強化すること。また、保育所、保健センター、児童ホーム、幼稚園、児童相談所との連携をはかること。
16. 子育て支援センター利用者のための送迎バスを運行させること。

◎児童家庭課

1. 母子等家庭児童養育手当を復活させること。
2. 母子・父子家庭、低所得者への家賃補助制度を実施すること。
3. 児童扶養手当証書の交付は、本庁に来なくてもすむよう、出張所でできるよ

うにすること。

4. 母子・父子家庭医療費助成、高等学校就学援助の所得制限をなくすこと。
5. 子ども医療費助成の一部負担金を廃止すること。また、18歳まで助成を拡大すること。
6. 「子どもの貧困」実態調査を行うこと。
7. 「子ども食堂」への支援を行うこと。
8. 離婚家庭の子どもの面会交流や養育の支援にとりくむこと。

◎家庭福祉課

1. 児童相談所を船橋市に速やかに誘致するよう県に要請すること。
2. 家庭児童相談室の職員常勤化も含めて機能を強化するとともに、市内でショートステイができる体制を整備すること。

◎地域子育て支援課

1. 放課後ルームについて
 - (1) 増設し、待機児童をなくすこと。
 - (2) 子どもたちの使う備品や消耗品の予算を増やすこと。
 - (3) 1日単位で子どもを預けられるようにすること。
 - (4) 育成料を引き下げること。減免制度を拡充し、保育料負担を上回る育成料はなくすこと。
 - (5) 学校休日の開所時間を7時からにすること。
 - (6) 児童一人当たりの面積基準1.65㎡を厳守し、さらに改善すること。
 - (7) 正規職員を配置し児童ホームの園長との兼任はやめること。
 - (8) 支援員と補助員の賃上げなど、待遇改善を行うこと。
 - (9) 施設の改善・拡充や、職員の正規化・労働条件の改善について公的責任を果たすよう、国に求めること。
 - (10) 一定の基準を満たした民間の学童保育を利用する児童の保護者に対し、補助金を支給すること。
2. 児童ホームについて
 - (1) 当面、コミュニティに1館を早期に実現すること。(本町、二和、大穴地域)。既存の児童ホームから離れている行田、芝山にも設置すること。
 - (2) 職員を増員し、乳児から中高生まで年齢に応じた内容で事業を実施すること。特に高校生の「居場所」を位置づけること。

◎療育支援課

乳児からの一環した療育体制を保障するため、施設と職員の拡充をはかり支援を強めること。学校教育との連携を強めること。また、4～5歳児を対象として発達障害の早期発見を目的とした検診を実施し、早期発見に努めること。

1. 「さざんかキッズ」の施設と職員の配置は「さざんか学園」と同等にすること。特に保護者との約束は守ること。また、公設公営の療育施設の建設を視野に入れること。
2. 東西マザーズホームの事業において母子分離の充実を図ること。
3. 軽度発達障害児の支援体制を拡充すること。
4. 臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職を増やし相談・支援体制を充実すること。
5. 障害児に支給される入学祝金については、普通学級に入学する障害児にも支給すること。
6. 相談人数の増加などに対応するため、子ども発達相談センターの体制強化を行うこと。心理発達相談員や言語聴覚士など、専門職の常勤化を押し進めること。ケースワーカーを配置すること。

1 1. 建設局

1. 海老川上流地区土地区画整理事業は組合施工の事業であり、多額の市費をつぎ込み、市職員を使うことはやめるべきである。飯山満土地区画整理事業は規模を縮小したが、赤字の穴埋めに税金の投入を行わないように対策をすること。
2. 都市機構住宅の削減を許さず、公共住宅として存続させること。
3. 市の「緑の基本計画」では、2025年の一人あたり都市公園面積を9㎡とする目標を堅持し、この目標を達成するため、年次計画を明らかにして取り組むこと。

1) 都市計画部

1. 株式会社船橋都市サービスの財政状況のもとになっている、他の法人との契約関係等のわかる資料を開示すること。
2. 「船橋市環境共生まちづくり条例」は、市基本構想や市都市計画マスタープランのめざす方向と一致するように改正を行なうこと。
3. 農業振興地域の規制強化をおこなうこと。
4. 用途区域の指定以外の土地利用を、周辺の町と整合するよう条例化すること。
5. 新京成に対し無人化をもとにもどし、今後の無人化計画をやめるよう、要請すること。
6. JR西船橋駅について、JRに次の改善を求め、協議を行なうこと。
 - (1) 構内のホームは幅が狭く、混雑時は線路に転落する危険があるので安全柵をつけること。
 - (2) 快速電車を停車させること。
 - (3) 武蔵野線を増便すること。(総武線も)また、東京メトロに東西線増便を促すこと。ラッシュ時の混雑が深刻。
7. 薬円台駅東口にエスカレーター、エレベーターを設置すること。
8. 新京成二宮鉄橋は、鉸制振工事などで騒音対策をはかること。
9. 京成海神2丁目の鉄道による騒音対策をはかること。
10. JR下総中山駅南口をバリアフリー化すること。
11. 新京成二和向台駅東側に出入り口を設置すること。
12. 新京成鎌ヶ谷大仏駅東側に出入り口を設置すること。
13. 京成西船駅に快速電車を停車させること。
14. JR船橋駅北口の歩道部分のひび割れを直し、整備すること。
15. 各鉄道事業者に対し、早急にホームドア設置を要請すること。
16. 階段位置を知らせる音声案内を各駅に設置するよう要請すること。

17. 東武野田線、塚田駅と新船橋駅間の線路を高架にするなどの安全対策を。
18. バス路線について
 - (1) バス停に屋根、ベンチを設置すること。(さつき台線、三咲駅の小室方面乗り場にベンチを)
 - (2) 医療センター廻りのバスを増発、新設すること。
 - (3) 長福寺下のバス停から船橋駅方面のバスについて、時間通りに運転し、運転本数を増加すること。
 - (4) 必要な箇所にバスベイを設けること(宮本・古和釜線ー習志野台1丁目、296号線、木下街道など)。
 - (5) 競馬開催時、行田～西船橋間のバスの定時制を確保すること。
 - (6) 下総中山駅～本八幡駅間に路線を新設すること。
 - (7) 下総中山駅～西船橋駅間、西船橋駅～諏訪神社間のバスを増便すること。
 - (8) 西船橋駅南口～行田団地行きバス(都市計画道路経由)を新設すること。
 - (9) 船橋駅～中沢間のバス路線を新設(運動公園から船橋啓明高校経由のバスの延伸)すること。
 - (10) 船橋駅北口と行田団地間のバス路線を新設すること。
 - (11) 船橋駅北口から北習志野・豊富農協・古和釜方面へのバスを増便し、終バスを延長すること。
 - (12) 船橋駅北口～金杉台団地路線の夜21:30以降の本数を増やすこと。
 - (13) 若松団地から船橋駅までのバスの増便。
 - (14) 津田沼駅～日大理工学部前間の、日大付近バス路線の運行計画の見直しを行なうこと。
 - (15) 二宮神社～津田沼グリーンハイツ間の運行を復活すること。
 - (16) 坪井東、坪井西地区へのバス乗り入れを実現すること。
 - (17) みやぎ台2～4丁目の8m道路にバスの運行を。
 - (18) 北習志野から古和釜十字路方面へのバスを21時以降、増便すること。
 - (19) 西船橋駅から三番瀬行きのバスを導入すること。
 - (20) アンデルセン行きのバスの本数を増やすこと。
 - (21) 運動公園プール行きの専用バスの導入をすること。
19. マイカーに依存した交通体系から、公共交通を中心とした交通体系へ転換を図ること。
 - (1) 公共交通活性化事業について
 - 以下の地域について実施すること。みやぎ台、習志野台、大穴北4丁目～三咲、楠が山、金堀、豊富
 - 馬込沢・丸山循環バスの運賃は、近隣で運行するバスと同額の150円に引き下げること。収支を開示すること。定期券や新京成のプラチナパスを使えるようにすること。
 - 馬込沢・丸山循環バス終点地点の降車場所に段差があり危険なので対策を。

- 北総線が高く小室地区は不便なので、格安のバス運行を。
- (2) JR船橋駅、西船橋駅、東武線塚田駅、馬込沢駅、東部地域、行田団地、本中山などから、医療センターへの送迎バスを導入すること。
- (3) 古作、本郷町、本中山などで買い物難民を作らないよう、コミュニティバスを導入すること。

2) 都市整備部

1. 船橋駅南口再開発事業及び、フェイスビルについて
 - (1) 大口地権者5法人に、保留床の応分の提供を要請すること。
 - (2) 市の施設については、市民の声をよく聞いて運営すること。
 - (3) 将来の財政計画を明らかにし、市民に負担をかけないようにすること。
2. 飯山満地区の区画整理事業について情報を開示すること。駅前に公民館、コミュニティセンター等の公共施設をつくること。
3. 東葉高速鉄道「東海神駅前広場」を整備すること。新京成「二和向台駅前広場」を整備すること。
4. 公園の建設を進めること。
 - (1) 二和西4丁目、大穴北4丁目、楠が山町、芝山6丁目、飯山満2・3丁目、丸山4丁目、丸山2丁目、藤原3丁目、葛飾町、印内町、山野町、海神町南1丁目、海神、山手、本町、駿河台、前原西、三山の各地域に公園設置を。
 - (2) 松が丘市民の森の土地を取得し公園とすること。
 - (3) 西船6・7丁目地域（特に県道松戸原木線の西側）にボール遊びができる公園の設置を。
5. 東部地域に運動公園と遊歩道、サイクリング道路を建設すること。
6. JR西船橋駅南側地域に遊歩道、サイクリング道路を設置すること。
7. 公園施設の改善・管理について
 - (1) 緑を増やし、ヒートアイランド現象の緩和をはかること
 - (2) 公園の危険個所は早急に改善すること。必要な修繕がはかれるよう予算を増やすこと。
 - (3) 園内灯の腐食の点検を行なうこと。
 - (4) 時計が設置されていない公園に順次設置していくこと。
 - (5) 勝間田公園に水遊びができる遊具を設置すること。
 - (6) 高根木戸近隣公園内が夜間暗いので園内灯の増設を。
 - (7) 坪井近隣公園の雨水排水の悪い箇所の早期改善を。
 - (8) 北習志野4号公園の電灯増設と、木々の剪定を。
 - (9) 松が丘あずさ公園の電灯増設を。
 - (10) 小室こぶし公園の雑草対策を定期的に行うこと。
 - (11) 本町4丁目公園・本町中央公園の遊具を充実させること。
 - (12) 運動公園体育館のバリアフリー化をすすめること。2階席へのエレベーター

- ターを設置すること。
- (13) 高野台公園の木々の剪定を定期的に行うこと。
- (14) 馬込沢公園やあさひ公園の除草や剪定をしっかりとやること。
8. 市内の緑を守ること。
- (1) 緑地を保全できる条例の制定を行なうこと。市民の保全活動に助成すること。
- (2) 坪井せせらぎの道の除草は市が行うなど、維持管理を強化すること。
- (3) 指定樹林の保存のため、助成金の増額や市による直接管理を検討すること。
- (4) 市街地に残されている林について、地主の協力を得て市民が利用できるようにすること。
- (5) 市街化区域の農地が売却される際には市が積極的に購入し、緑地保全と無制限な開発の抑制をすること。
9. 凌雲荘の早期再生建設を。
10. アンデルセン公園の入園料を無料化すること。当面、大人 900 円を引き下げ、子どもの入園料を無料にすること。
11. 県民の森の借上料は県負担にするよう要求すること。
12. 金杉市民の森に、トイレの設置を。
13. 西船橋駅北口の市民トイレへの行き方が分かるような図面をエレベーターのそばに表示すること。
14. 小室駅前の幹線道路の街路樹が抜けた場所に再植樹すること。
15. 八栄橋の北～医療センターまでの川沿いに遊歩道を整備すること。
16. 本中山地域に、災害時には避難場所になり、通常は子どもの遊び場になるような広い緑地公園を開設すること。災害時、避難場所が小栗原小学校だけでは不安である。周辺のマンションとの間で災害時立ち入り契約を結ぶこと。
17. 駐輪場の設置と放置自転車対策について
- (1) 各駅に機械式地下駐輪場の検討も含め、十分な駐輪場を設置すること。特に、船橋駅北口、津田沼駅、下総中山駅、西船橋駅、船橋競馬場駅、塚田駅、原木中山駅、北習志野駅。
- (2) 駐輪場の利用料金を引き下げる。とくに、高校生や大学生の負担を軽減すること。
- (3) 鉄道会社に駐輪場設置のための協力をさせること。
- (4) 定期利用者以外の一時駐輪場を増やすこと。午後も人を配置して利用を促進すること。
- (5) 放置自転車対策を行なうこと。特に下記の箇所。
下総中山駅北口（ミレニティ中山前）、南口、船橋駅北口、船橋駅南口、本町商店街通り、中央図書館前、スーパーヤマイチ、サミット、カラオケ遊遊、バーミヤン前、本町 4-5（船橋グランドサウナ前）、本町 4-7（JR 線下）、本町 5-1（トコヤ脇）、本町 1-1（ときわ書房からさくら BK）、本町 1-1（旧三和 BK からショッカー）、下総中山商店街通り、

北習志野駅前商店街・JuJu 商店街、三咲駅前通り、二和向台駅前通り、高根公団駅前(エポカ前も含む)、小室駅広場、原木中山駅東側。

- (6) 北習志野駅や三咲駅、高根公団駅でレンタル制を導入すること。
 - (7) 駐輪場の整理員用ボックスを広いものに改善すること。
 - (8) 船橋法典駅前の整理員のためのトイレを設置すること。
 - (9) 駐輪場整理員の時間給を引き上げること。
 - (10) 街頭指導員を大幅にふやすこと。とくに放置自転車の多い駅には朝から夕方まで配置すること。JR 船橋駅北口・南口、西船橋駅、下総中山駅北口・南口、三咲駅、二和向台駅。船橋駅前や京成船橋駅周辺は夜間も配置すること。
 - (11) 駐輪場の使用申し込みを、出張所でも受け付けること。
 - (12) 船橋駅北口周辺の放置オートバイの対策を行うこと。北口地下駐車場などに停められるようにすること。
18. 運動公園のレクリエーションプールの開業時の交通渋滞対策を行うこと。
 19. 本中山3・4丁目、真間川沿い道路の植込みを増やし、整備すること。
 20. 公園マップの周知を行うこと。
 21. 子どもがボール遊びのできる公園、場所を増やすこと。

3) 道路部

1. 公共性の高い私道の整備は、市の事業として行うこと。
2. 高齢者、障害者、車椅子でも安心して通れる歩道整備を行なうこと。
3. 点字ブロック上に物を置かないように啓発を強めること。
4. バス停に屋根とベンチを設置し交通弱者の外出を保障すること。
5. 歩道に簡易ベンチやスツールを配置し、高齢者が外出しやすい環境整備を行なうこと。
 - (1) ランドロームから三咲駅までの道にベンチの設置を。
6. 楠が山の市道の崩落が続いている。原因を究明し、崩落事故が再度起きないように、対策をとること。雨水によるものだけではなく、重量規制が必要である可能性があるので、調査すること。必要なら、大型車両の通行規制も行うこと。
7. 次の道路の拡幅や歩道などの整備をおこなうこと。
 - (1) 馬込沢駅東口にロータリーを設置すること。駅西口ロータリーに一般車の駐車場所を確保すること。
 - (2) 丸山中央通商店街を通る市道について自動車のスピードを抑制する対策を行うこと。丸山2-1付近に横断歩道を設置すること。丸山公園横の坂道部分の滑り止め対策を行うこと。グリーンハイツへの下り坂は見通しが悪く歩行者が危険なので歩道を設置すること。
 - (3) 馬込沢駅周辺の歩道の整備。特に、西口から若葉保育園までの道路を（一部私道）整備すること。
 - (4) 船橋法典駅から市営住宅までの道路の整備で歩行者の安全対策を（一方通行にする）。
 - (5) 前原中正門脇市道の拡幅。
 - (6) 原木中山駅周辺の道路の歩道整備を。
 - (7) 山手「サンランド船橋」東側の市道00-193の歩道を拡幅し、歩行者の安全対策を。
 - (8) 市道00-052（印内バス通り）の歩道の拡幅を。
 - (9) 西船橋駅の南北のアクセス改善。街が分断され、歩行者や自転車にとっては不便。
 - (10) 西船橋駅南にある市道00-190、同駅より東側の歩道の整備を。
 - (11) 本郷町481先「原木インターから14号線に向かう道路の交差点手前」日産自動車側の歩道整備。
 - (12) 本中山4丁目真間川陸橋について、自転車がすれちがえるように拡幅すること。
 - (13) 本中山の市道00-188、京葉道路を跨ぐ陸橋の歩行者安全対策を。子ども達が通学時に通るため。
 - (14) 下総中山駅南口側の道路拡幅と安全対策。

- (15) 市場 4 丁目市道 08103 号線急坂部分の拡幅。危険なので対応を。
- (16) 行田 1 丁目の塚田駅から行田公園へつなぐ裏道。車が交互通行をするための場所はあるが、自転車や歩行者は、車が通り過ぎるまで、待っていることになる。拡幅をして歩道の整備を行うこと。当面の歩行者の安全対策を行うこと。
- (17) 山口横丁の歩道整備、段差解消、速度制限などの徹底を。
- (18) 本町 1 丁目、船橋西第 2 ガード付近、西武側の南口から北口へぬける道路の整備を。車椅子でも安心して通れるように。
- (19) 西武デパート横のガード下。道路冠水がひどい。排水の改善を。
- (20) 船橋駅北口のロータリーの歩道の改善。特にドコモショップ前。
- (21) 東葉高速鉄道東海神駅付近の歩道の整備。車椅子でも安全に通れるように。
- (22) 飛ノ台遺跡博物館～元大久保病院間の歩道の整備を。
- (23) 海神駅北の狭い商店街。車の渋滞などで危険になっている。解消されていないので、商店街の協力も得て、改善すること。
- (24) 山手 2 丁目 14-3 付近、市道 00-169 の歩道の拡幅。私立ひなぎく幼稚園の通園児の送迎で混雑するため。
- (25) 山手 3 丁目、テニスコート入り口近辺、高田氏宅→行田公園入り口の自転車道路の充実、歩道と車道との段差をなくすなどの改善を。
- (26) 歩道に車を乗り上げて止めてあって危険。特に宮本通り。
- (27) 市道二和・金杉線の新京成踏切周辺から県道までの歩道設置。
- (28) 三咲小学校正門前（市道）からコジマ電気前（県道夏見・小室線）に通じる道路の整備。
- (29) 三咲駅に向かう南三咲、三咲の市道、三咲駅付近の歩道整備を。
- (30) 新高根ー三咲間の道路の歩道整備を。当面の歩行者安全対策を早急に行うこと。
- (31) 三咲踏切手前の部分は特に危険。ガードレールの設置を。
- (32) 県立豊富高校前道路の拡幅。
- (33) 八木ヶ谷中学校より三咲駅にいたる市道、歩道の整備。自転車の安全対策を。
- (34) 二和中央商店街通りに面した空地を買収し、部分的にも道路拡幅を行うこと。
- (35) 二和向台駅周辺の歩道整備。
- (36) 二和西 6 丁目桜並木道路の歩道を改善すること(陥没やひび割れ)
- (37) 御滝中の生徒の通学路になっている船橋二和高校前の道路の拡幅。
- (38) 県道夏見・小室線分岐から木下街道までの馬込・夏見線の歩道を拡幅し、歩行者、自転車の安全確保を。
- (39) 滝不動駅から金杉に向かっていく道路の拡幅を。
- (40) 松が丘 4-46 と調整池の間の道路の拡幅を。
- (41) リブレ京成から三咲 1 丁目方面の歩道を整備すること。

- (42) 高根公団 8 号通りの道路がデコボコなので整備を。
- (43) 大穴南 2 丁目バス通り歩道が狭く危険なので改善すること。
- (44) ロイヤルスポーツ前道路歩道の整備。
- (45) 大穴北 8 丁目 1 番地先、大穴新谷津児童遊園前市道の拡幅と歩道整備。
- (46) 大穴多目的広場付近の歩道の整備を。
- (47) 県道八千代鎌ヶ谷線に大穴北 4 丁目（ローソン横）で交差する市道の拡幅を。
- (48) 三咲神社横から大穴北 4 の 8 までの市道の拡幅。
- (49) 飯山満駅に向かう道路が凍結して、転倒しやすくなっているため、沿道に砂袋か塩化カルシウムボックスの設置を。降雪時には除雪作業の実施を。
- (50) 飯山満 2 丁目から東葉高速鉄道飯山満駅へのアクセス道路の拡幅。
- (51) 飯山満小近辺、飯山満 2 丁目と二宮 2 丁目の境の道路の歩道の整備等安全対策。
- (52) 市道芝山・古和釜線拡幅、歩道整備の促進。
- (53) 七林・飯山満線、七林・薬円台線、七林・習志野台線の拡幅、歩道整備。
- (54) 高根木戸 3 号踏切から高郷小学校間の道路の歩道整備（片側だけでも）。
- (55) 藤原 3-23-36 セブンイレブンから西に延びる市有道を整備し市道認定すること。とくにヤマト運輸脇はすれ違えず危険なので拡幅すること。
- (56) 習志野台 6 丁目坪井入口信号より日大薬学部前～坪井小学校までの道路の歩道整備を。
- (57) ハイテクパーク内の道路のセンターラインが消えて見えずデコボコ状態なので改善を。
- (58) 習志野台 3-1 の緑地から北習志野駅へ向かう歩道の狭くなっているところについて、木を切るのではなく、新京成の方へ歩道を広げ、車椅子やベビーカーが通れるように改善を。
- (59) 国道 296 に並行する、習志野台 8-19 から習志野台 4 丁目、薬円台公園手前に入るまで道路の安全対策を。

8. 通学路などの歩行者の安全対策を行なうこと。

- (1) 20 km/時以下の速度制限を行う。（二和中央商店会通り）
- (2) 馬込沢駅前東口駅前横断歩道に通学の子も達のための交通安全指導員を配置すること
- (3) 丸山 4 丁目 37 から鎌ヶ谷市に抜ける通称「鉄塔下道路」は、朝通り抜ける車が多いため、L字溝にしてきちんと道路を整備すること。
- (4) 丸山地域の船取線からの通り抜け車輛に対する規制をおこなうこと。
- (5) 馬込沢駅より、法典東小学校を通り、T字路までの歩行者の安全対策を。（待機スペースの設置など）
- (6) 市道 2807 号線の上山 1 丁目わらび台入口信号から木下街道間の歩行者の

安全確保。

- (7) 印内 2 丁目の市道 03-005、坂道でのスピードを制御すること。
- (8) 葛飾小学校・葛飾中学校前の歩道の安全対策。
- (9) 西船の市道 03-041、通り抜け車両が危険。歩行者の安全対策を。
- (10) 東中山駅踏切から市道 00-186 を通り、国道 14 号線へ抜ける道路は朝夕の通り抜け車両が危険。朝夕は一方通行にするなど歩行者の安全対策を。
- (11) 本中山 3 丁目小栗原小学校前道路の駐車禁止と通行時間の規制。
- (12) 海神駅から 14 号線を越して坂道を下る道路（市道 05-017）について徐行を徹底させること。
- (13) 海神小学校の通学路の電柱の移設等安全対策を。
- (14) 海神南小学校に隣接する道路にスクールゾーン設置など安全対策を。
- (15) 山野町の市道 00-191 でゾーン 30 を実施すること
- (16) 山手 3 丁目、行田東小学校への狭い通学路の安全対策を。（車の抜け道になっていて危険）
- (17) (仮称)塚田第 2 小学校の通学路の安全対策を。
- (18) 金杉台 2 丁目 2-24 横の給水施設の敷地のすみきりを行い、市道 1639 号線の見通しをよくすること。
- (19) 夏見、船橋中学校南側、夜道の安全対策。
- (20) 夏見台小学校の通学路は、スクールゾーンの時間帯で、保護者が立っていても、車が強引にはいってくる。月に 2 回、警察にも協力を得ているが改善されない。県道の通り抜けの車が多いので対策を。
- (21) 夏見台 5 丁目の TSUTAYA 夏見台店南側の道路と県道・夏見小室線の T 字路交差点、南側道路の拡幅を。
- (22) 二和・金杉線の二和西 4 丁目の歩道上に商店の品物が並べてあり、歩きづらいので指導し是正すること。
- (23) 丸山 3 丁目、お墓の前からのカーブが狭く、車のすれ違いと登下校中の子どもが危険なので改善を。
- (24) 豊富小学校通学路となる市道豊富古和釜線の金堀町周辺に、歩道の整備を。
- (25) 飯山満小学校前の民地(畑地)を買収し歩道を新設すること。
- (26) 坪井東 6 丁目 16 T 字路（坪井公園前）は車が多く危険、安全対策を。
- (27) 芝山 2 丁目 7 のローソンで入り口道路の安全対策を。
- (28) 東葉高速鉄道飯山満駅から芝山高校までの道路、スクールゾーン設置などの安全対策を。
- (29) 金堀町「市立特別支援学校前」の歩道整備を。
- (30) 大穴中学校から松が丘 2 丁目に向かう道路に歩道の整備を。

9. 次の交差点の改良を行なうこと。

- (1) 丸山 5-16-10 地先の T 字路の改良し、丸山公民館方面からの車が左折

しやすくすること（交通不便地解消のバスが左折できない）。

- (2) 西船6丁目、7丁目、東中山2丁目の十字路の安全対策。
- (3) 357号線浜町交差点の歩道橋は歩行者と自転車を分離するよう改良を。
- (4) 県道夏見・小室線と市道高根・八木が谷線の交差点改良。
- (5) 三咲2丁目15番地先（県道鎌ヶ谷松戸線と市道三咲八木が谷線）の交差点改良を。
- (6) 飯山満七林線と薬円台七林線の交差点改良。
- (7) 飯山満七林線、飯山満3丁目1518付近の交差点改良。
- (8) 飯山満駅マミーマート角交差点を歩車分離に。
- (9) 県民の森の所の交差点が大雨だと必ず冠水するので改善を。
- (10) 船橋運動公園前の交差点に右折レーンを設置すること。

10. 交通渋滞の解消をおこなうこと。

- (1) 市道3・4・27号線の早期実現。
- (2) バスベイを設置し渋滞の解消を行なうこと（高根公団～さつき台間等）。
- (3) 夏見小室線。
- (4) 船橋駅周辺。とくに、北口、イトーヨーカドー交差点の右折車両の渋滞対策。
- (5) 夏見運動公園周辺。
- (6) アンデルセン公園周辺。
- (7) イオンモール船橋周辺。

11. 県道や国道の改善について強く県や国に申し入れること。

- (1) 県道の維持管理費を増額し、特に草刈りの回数を減らさないこと。
- (2) 船橋・我孫子線の歩道を整備すること（金杉十字路から丸山公民館入口は早急に）。
- (3) 木下街道の歩道整備など安全対策の計画を早めること。
 - ・ 現在事業化されている歩道整備事業の進捗を早くし、中沢道までの歩道を早急に整備すること。また東武線の踏切から鎌ヶ谷市境までの歩道整備を事業化すること。
 - ・ 馬込沢交差点から鎌ヶ谷大仏までの歩道を平らにすること。
 - ・ 右折車線の設置と右折信号の設置（中沢道の交差点、船橋松戸線の交差点）。
 - ・ 自転車でも安全に通行できるようにすること。
 - ・ 歩道の段差をなくすこと。
 - ・ 電柱を移設すること。
 - ・ 東武線踏切部分の歩行者の安全対策。
 - ・ 藤原7丁目矢島酒店前の交差点は交差点内で停車する車両があり、反対の信号で横断する車両が通れなくなるので、停車禁止のゼブラゾーンを設けること。

- (4) 国道 14 号西船橋駅～海神の歩道整備。(特に南側歩道は斜めになっていて歩きにくい。) また、同駅～銚子丸間の歩道がデコボコのため整備を。
 - (5) 松戸・原木線と木下街道の北方十字路の渋滞解消。
 - (6) 県道松戸・原木線の西船 5-23 付近の東側歩道を改善しベビーカーや車椅子でも通行できるようにすること。
 - (7) 国道 14 号線と松戸原木線の交差点、松戸原木線から 14 号線への右折信号を設置すること。
 - (8) 県道夏見小室線の歩道整備をすすめること。とくに、夏見消防署の前の歩道の設置の際は、住民の意見を聞いて進めること。
 - (9) 県道夏見・小室線(小室～小野田間)の歩道の草刈、街灯設置。
 - (10) 県道夏見小室線、夏見消防署の前、三咲三叉路、県民の森交差点、北部清掃工場前の冠水の対策。
 - (11) 県道夏見小室線の大神保町船橋昭和浄苑隣接地前に歩道整備を行うこと。
 - (12) 県道夏見・小室線の夏見坂下バス停付近から天沼交差点までの拡幅と歩道設置を早急にすすめ、バスどうしがすれ違いできるようにし、渋滞を解消すること。
 - (13) 国道 296 号線沿線に十分な幅員の歩道の整備を早急に行なうこと。
 - (14) 国道 296 号線の二宮神社入口・前原駅入口、県道津田沼停車場線の T 字路に右折レーンを設けること。
 - (15) 県道、鎌ヶ谷大仏～三咲のバス通り、自転車の安全対策と歩道の整備。
 - (16) 本中山 4・5 丁目、県道若宮西船市川線の歩道の整備。
 - (17) 西船 1 丁目、山野町、県道船橋行徳線のトンネルの歩行者安全対策。
12. 市道の名称を番号だけでなく、歴史的な意味も含めたわかりやすい呼称をつけること。
13. 違法駐車・路上駐車対策をおこなうこと。特に次の箇所について取り組むこと。
- (1) 二和向台駅前商店街に駐車場の設置を。
 - (2) 小室駅前通り、銀行前の路上駐車対策。
 - (3) 高根台 1-15 付近の路上駐車対策。
14. 信号機の設置や見直し
- (1) 丸山 5 丁目、4 丁目の境、丸山公民館近くの庚申塚前交差点に信号機の設置を。
 - (2) 木下街道馬込町新鮮市場前の信号を歩行者分離にすること。
 - (3) 船橋法典駅前ロータリーと駐輪場の横断歩道に信号機の設置し、法典西小通学路の安全対策を行うこと。
 - (4) 木下街道藤原 2 丁目ワイズマート前に信号機の設置。
 - (5) 旭町松陽台からの出口に信号の設置。

- (6) 市道 1629 号と 1626 号の交差点を改善すること。信号内に車輛が渋滞するなど危険。すでに事故も発生している。
- (7) 市場正門前の信号機を時差式にし、車と人とは別に渡れるようにすること。
- (8) 国道 14 号線と市道 00-050 交差点について、歩車分離信号にすること。
- (9) 本中山 1 丁目、2 丁目、国道 14 号線の生花「花勇」と中山中央整骨院前の横断歩道に押しボタン式信号機を設置すること。
- (10) 本中山 3-1-1 地先の交差点に信号機の設置を。
- (11) 山野町、AOKI 西船橋店とミニストップ前の交差点に押しボタン式信号機の設置を。
- (12) 県道松戸・原木線の中山競馬場入り口交差点に右折信号の設置を。
- (13) 西船 4-11-10 地先交差点、または西船 4-1-18 地先交差点に、押しボタン式信号機の設置を。
- (14) 県道夏見・小室線の夏見坂下付近にある交差点で事故が多発しているのので信号機の設置を。
- (15) 三咲・高根線と県道夏見・小室線の交差点は市道が右折渋滞するので時差式信号に。
- (16) 高根台 4-7 レクセルマンション前に押しボタン信号設置を。
- (17) 高根台第 2 小学校前の歩行者信号の青の時間を長くしてほしい。
- (18) 新高根 5 丁目公園から新京成高根公団南口商店街に入る交差点に信号設置を。
- (19) 八木が谷 3 丁目 20、みらく前交差点に信号機を設置すること。
- (20) 二和向台京葉銀行前（県道）を歩車分離信号にすること。
- (21) 市道古和釜線・豊富線の「豊寿園」入口前と金堀「柴田理容店」前に信号機を設置すること。
- (22) 飯山満 3-1386 の T 字路（光明寺から王子神社へ向かう道）を歩車分離信号にすること。
- (23) 飯山満町 3 丁目 1518 地先の信号機を「押しボタン式」から「自動式」に替えること。
- (24) 咲が丘 3 丁目 1 シダックス前の信号機を「押しボタン式」から「感応式」に替えること。
- (25) 三咲 2 丁目 7 リブレ京成前に押しボタン式信号機を設置すること。
- (26) 三咲 9-15-6 ヒロハマ前の交差点に押しボタン式信号機を設置すること。
- (27) 咲が丘 3-29 カスミ前信号機を「感応式」に替えること。
- (28) 藤原 3 丁目 23-36 セブンイレブンの横断歩道に押しボタン式信号の設置を。
- (29) 坪井東 5-18-30 美しが丘保育園入り口前の道路に押しボタン信号設置を。
- (30) 坪井東 6-7 の T 字交差点に信号設置を。
- (31) 坪井東、近隣公園角の交差点を歩車分離信号に。

- (32) 歩車分離信号に斜め横断歩道の設置を。(北習志野駅前交差点、習志野台6-27 北習志野7号公園角の交差点)

15. 鉄道踏切の改善

- (1) 新京成三咲駅の農協側踏切を歩行者が安全に渡れるように改善すること。
- (2) 新京成習志野駅1号踏切、北習志野駅1号踏切の北習志野側の拡幅・歩道の確保。
- (3) 新京成鎌ヶ谷大仏駅と二和向台駅間の御滝公園に向かう踏み切りの改善を。
- (4) 東武野田線踏切、市道00-193(山手・北本町)、特に北本町西公園前、湯楽の里前、北本町2丁目公園前の安全対策。
- (5) 西船の市道00-185の京成踏切のデコボコを無くして平らにし、歩行者用スペースを広げること。市道03-041の同踏切も同様に改善すること。

16. 次の箇所に横断歩道等を設置すること。

- (1) 咲が丘2-1 珍味苑前県道に横断歩道の設置を。
- (2) 船取線のバス停「吹上」近くに横断歩道と信号を設置すること。
- (3) 滝不動駅前に横断歩道の設置を。
- (4) 高根台3-175に横断歩道の設置を。
- (5) 高根台4-23-11に横断歩道の設置を。
- (6) 高根台5丁目252棟と公園の間に横断歩道を。
- (7) 国道14号線、市福祉ビル、東電京葉支社前の交差点の南北に横断歩道を。

17. その他の安全対策

- (1) 自転車利用者のマナー違反が多いので、マナー向上の啓発を行うこと。駅構内や歩道を走る自転車が危険。スピード規制や乗車禁止の措置を。
- (2) 道路横断用の黄色旗を設置すること。
- (3) 小さな公園周辺の道路の安全確保。凸凹をつけたり、路面の色を変えたり公園の出入り口を飛び出しにくくする等。
- (4) 旭町や馬込町から木下街道を横断して通学する法典東小児童の通学路の安全対策(新鮮市場の駐車場に代わる通路の確保)。
- (5) JR下総中山駅の南北連絡通路について、「ミレニティ中山」ビルの南側を通れるように改善すること。
- (6) 印内2-5-25 変則交差点の安全対策。(土日は競馬場警備員がいるが平日なし)
- (7) 西船台自治会内(古作)中央道路のスピード違反の取り締まりを。
- (8) 海神町西1丁目にある西船跨線橋の歩行者用通路について、防犯対策を行なうこと。
- (9) 法務局の駐車場待機の車で14号線が渋滞するので、改善を要請すること。
- (10) JR船橋駅北口より夏見一金杉三咲へのバス路線の渋滞の解消を。

- (11) 船橋駅近くのガード横の歩道は、柵があり乳母車が通れない。車道も危険であるので早急に調査を行い、改善すること（シャポー駐車場入口の一方通行の道路）。
- (12) 本町の御殿通り（市道 14-070）、バイクのスピードを抑えるための対策をとること。
- (13) 中央病院の駐車場待ちの路上待機車をなくすこと（特に朝の混雑時）。
- (14) 二和向台から豆ヶ台に抜ける道路（二和西 4 丁目から 6 丁目）の速度制限をすること。
- (15) 二和駅前通りは、日昼左右に駐車が多く自転車で通るときは非常に危険。取締りの強化を警察に要請すること。
- (16) 二和東 5 丁目 6～8 周辺は道路が冠水し、床下近くまで水がくるので排水整備をすること。
- (17) 高根木戸近隣公園、高根台中学校及び高根公団駅入り口交差点は落ち葉がたまり、冠水するので、定期的な清掃を行うこと。市内一円を対象とし、雇用創出事業として実行すること。
- (18) 自転車専用道路（レーン）の設置をすすめること。（特に市場どおり、三山けやき通り、北習志野駅前通りなどは急ぐこと）。
- (19) 千葉病院バス停入口に大型車進入禁止のわかりやすい表示にすることを再度要請すること。
- (20) 3・4・27 号線、二宮郵便局前裏道路の交通混雑の改善を。
- (21) 丸山 5 丁目ナビパーク横の階段に手すりの設置。
- (22) 松が丘 5-3-5 付近のマンホールが数箇所ガタついているので対策を。
- (23) 松が丘 2-5-11 交差点で事故が多い。対策を。
- (24) 高根台 1-15 と UR の間の分離帯にある階段に手すりの設置を。
- (25) 習志野台 6 丁目交差点を北習志野駅前方向から習志野台 7 丁目のファミリーマート前にぶつかる道路、狭い歩道のコンクリート突起が危険。平らにして安全対策を。
- (26) 新京成習志野駅前から商店街をぬけるまでの道路の安全対策を。
- (27) 小室南公園前道路の冠水対策を。
- (28) 市内の U 字溝を L 字溝に改善し、歩行者の安全対策を。特に習志野台 5 丁目。
- (29) 咲が丘 3 丁目「寺尾ストアー」から八木が谷 1 丁目間の市道排水対策を。

4) 下水道部

1. 公共下水道工事着手前の説明会は、分かりやすく丁寧に行うこと。
2. 公共下水道普及率を抜本的に高めること。そのための財源として市事業に対する県の負担を強く求めること。
3. 下水道使用料は引き上げを行わないこと。
4. 浄化槽から下水道への切り換えに対し助成を行うこと。特に、年金暮らし高齢者や低所得者への支援を実施すること。
5. 市街化調整区域でも、住宅街になっている所は、公共下水道対象区域に組み入れること。
6. 西浦処理区の JR 総武線南側地域の水路あとを緑道として活用すること。
7. 環境整備事業による排水事業での地元負担をなくすこと。
8. 川や海の汚れない排水対策を。
9. 真間川・海老川・長津川・駒込川をきれいに管理すること。
10. 下水道整備にともない、代替機能をもつ調整地を廃止するときは充分地域住民の意見をきくこと。
11. 雨水浸透マス・貯留タンク等の設置について、市民の理解を広め、流域の水害対策として市費負担で設置をすすめること。
12. 丸山 2 丁目、マルサストア前から石井水道工事店の先(鎌ヶ谷 G. H 入口付近)の道路の雨水対策(大雨になると 10 分ぐらいだが、川のようになる。下水の臭いが北風、北東の風が吹くとたまらなく臭い)。
13. 馬込町市営住宅前の道路冠水対策。上流での雨水抑制対策を行うこと。
14. 二和川流域の東武線の冠水や木下街道の冠水対策と馬込町や馬込西地域の雨水排水路を整備すること。
15. 高野台 4~7 周辺の雨水対策。
16. 小室保育園から旧集落の神社までの U 字広溝の点検をすること。
17. 小栗原小学校前の道路や、周辺の道路の側溝のヘドロ除去。
18. 行田 3 丁目付近、東武ストア周辺の道路冠水がひどい。雨水管を設置しなおすこと。
19. 海神町南 1 丁目、市川市との境の河川をきれいにすること。
20. 三咲のくりが丘自治会館付近、滝不動駅方向の右側の道の雨水対策。排水線が詰まっている。
21. 咲が丘 4-2、4-9 付近「咲が丘南部商店街」通りの雨水対策。
22. 二重川の草刈りを年 2 回実施するよう県に要請すること。
23. 二和西地域、三咲 4 丁目、二宮 1 丁目地域の下水道整備を早急に行うこと。
24. 三咲 4 丁目 17 付近の冠水対策を。
25. 三咲 5 丁目 7-14 の冠水 (140 センチメートル) 対策を行うこと。
26. 三咲 5 丁目 23-2 の冠水とユスリカ対策を行うこと。
27. 三咲 9 丁目 16-4 芳澤金物店前の排水不良の点検回収と歩道の改修。

28. 坪井東4丁目、坪井木の実公園前の信号付近の道路冠水対策を（大雨で膝まで浸かる冠水あり）。
29. 飯山満川及び流域の雨水対策について
 - (1) 千葉県に、海老川調整池、飯山満川改修、区画整理地内調整池の早期完成を求めること。県管理部分の浚渫等管理を徹底するよう求めること。
 - (2) 市、県堺付近の内水氾濫の対策を急ぐこと。
 - (3) 浚渫・清掃を定期的に行うこと。
 - (4) 流域の雨水貯留浸透対策の早期実現を。
30. 高根台第6丁目付近では、大雨時に道路冠水が繰り返されている。根本的な解決策を検討すること。上流部の雨水要請対策として、浸透マスの設置を無料で行えるようにすること。
31. 高根台3丁目（高根台中学校裏）の溢水の改善を進めること。
32. 松が丘3丁目の溢水の改善を進めること。
33. 木戸川の整備を早急に完成させること。
34. 以下の地域の道路冠水対策を行うこと。
 - (1) 法典東小前の道路から東武線の線路の方へ流れる雨水の排水整備。
 - (2) 飯山満3丁目ファミリーマートからオレンジガーデンケアセンターへの道路排水整備を早急に。
 - (3) 松が丘エネオス前の排水が悪いため、通過する車両のはっ水で歩行者が水しぶきを受け、不快な思いをしているので早急な改善を。
 - (4) 西習志野3-20-6付近の道路冠水対策を。
35. 小室南公園前市道の雨水対策を行うこと。
36. 本町7丁目、天沼弁天池公園周辺の冠水対策を。

5) 建築部

1. 都市再生機構の賃貸住宅について

これまで政府が進めてきたURの民営化・分割などは自治体にも重大な影響がある。公共住宅として存続させること。

- (1) 「再生・再編方針」による住宅戸数の削減・民営化に反対し、市民の住宅セーフティネットとしての役割を果たすよう求めること。
- (2) 3年毎の家賃値上げをやめるよう要請すること。
- (3) 家賃値上げにより収入の一定割合をこえた場合の減額措置をとることを要請すること。

2. 建築確認業務を充実し、欠陥住宅を未然に防止すること。民間検査機関に提出された申請物件に対しても、安全性確保のために対策を検討すること。

3. すべての市民の居住の安定を確保すること

- (1) 住生活基本計画で、住居費の負担限度を明らかにすること。
- (2) 市営住宅供給計画は不十分なので、市民の実態に合わせて建設戸数を増やすこと。
- (3) 高齢者・障害者・母子世帯・若い世帯に対する住宅の斡旋と家賃の補助を行なうこと。
- (4) サービス付き住宅など高齢者世帯や障害者向けの住宅を確保すること。

4. 市営住宅について

- (1) 収入の著しく低い世帯には、県と同じ基準で減免すること。収入段階が第1段階について、県と同様の減免制度を適用すること。県・市営住宅家賃の減免制度及びその基準を居住者に知らせること。
- (2) 市営住宅の結露対策を行うこと。また結露による壁紙のはがれやカビの改修をすること。
- (3) 藤原市営住宅の月3,000円の管理費・自治会費が高すぎるので是正すること。
- (4) 単身者の若者も入居できるようにすること。

5. 住宅開発や建築指導行政は、住民の声をよく聞き公正、民主的に行なうこと。

- (1) 開発にともない必要となる都市施設への業者負担を強化すること。保育・教育施設等の開発者負担金制度をつくること。
- (2) マンション建設を規制する条例を制定し、保育・教育施設の不足や近隣住環境の悪化を招かないようにすること。

6. 市街化調整区域の不法建築物について是正させること。大穴南 3-44 の東京セントラルサービス、楠が山の平成建設（株）の建物。
7. ガス管の負担区分について
 - (1) 公共施設建設に際し、本支管の敷設に当たっては、ガス事業者が負担するよう厳正に対応すること。
 - (2) 民間マンションなど集合住宅のガス管「布設替え」に当たっても (1) の趣旨が徹底されるよう市として対応すること。
8. 住宅地での葬儀場の建築・営業について、住民の理解を得ないまま進められるような場合がある。市が責任を持って指導するか、規制する要綱を整備し、国に法整備を求めること。
9. 建替時の道路要件を満たすためのセットバックを確実に行うよう指導すること。
10. マンションについて
 - (1) 大規模修繕工事、駐車場増設、共用部分のバリアフリー化工事等、管理組合が行なう良好な維持管理のために利子補給などの支援制度を設けること。
 - (2) 市内マンションの耐震状況を把握し、耐震診断費用助成制度を拡充し、耐震補強工事助成制度を創設すること。
 - (3) 地球温暖化防止の観点からも、敷地内の緑地保全と新たな創出のための技術支援や費用への助成制度を設けること。
 - (4) 分譲時から消費者保護を図るための制度をつくること。また、建築基準法に定められている中間検査制度の徹底を図ること。
11. 県営住宅について
 - (1) 県営住宅を市内に増設するよう県に働きかけること。
 - (2) エレベーターの設置や老朽箇所の修繕などを県に要請すること。

12. 教育委員会

1. 市として給付制の奨学金制度を創設すること。
2. 教員の多忙化を解消すること。その際、教員から実態を聞いて改善に努めること。
3. 子どもの権利条約そのものを授業の中に取り入れること。
4. 千葉県教育委員会に対し、県立高校の統廃合をやめるよう要請すること。公立高校進学希望者が入れる定数に拡充するように県に求めること。
5. 文部科学省に対し、画一的な学習指導要領の押しつけをやめるよう要求すること。
6. JR総武線以南に中学校の建設を。(小栗原、海神南)
7. 学区が広い中学校での自転車通学を認めること(海神地区)。
8. 全国一斉学力テストに参加しないこと。成績発表は行わないこと。
9. 「義務教育無償」を完全実施するために、父母負担を求めないこと。必要な教材は公費でまかなうこと。
10. すべての公立小中学校にエレベーターを設置すること。
11. 人口の社会増と教育施設の整備について調整すること。開発業者によるバス通学は解消すること。当面、現在のバス停には屋根やベンチを設置して、子どもたちの負担を軽減すること。
12. 日本建鉄跡地に学校を新設すること。
13. 葛飾や小栗原小学校などマンモス校で、児童一人当たりの運動場面積を広げること。
14. スクールガードの方たちに雨具を支給すること。その際、一目でスクールガードと分かるデザインにすること。
15. 国や県に対し教育費の抜本的な引き上げを求めること。
16. 道徳の教科化に反対すること。
17. 木下街道より南側(馬込町・西馬込・旭町)に小学校を新設すること。

1) 管理部

◎教育総務課

1. 職員の定数削減の中止を国や県に要請し、教育環境充実のため増員を図ること。
 - (1) 学校司書、理科実験事務は、正規職員とし、全校に配置すること。
 - (2) 用務員を正規職員として採用すること。
 - (3) 特別支援学校、特別支援学級の介助員は正規職員とし、増員すること。
2. いきとどいた教育をすすめるために、小中学校の少人数学級を実現するよう国や県に働きかけること。市独自に教員を採用し、少人数学級への移行をすすめること。
3. 教員の免許外教科担当をなくすため国・県に働きかけること。必要な教員は当面市費で配置すること。
4. 事故対策教員の予算を増額するとともに、事務職員、栄養士について事故対策要員を確保し、欠員を生じないようにすること。
5. 葛飾小など西部地域の過大校解消のため小学校を新設すること。適正規模化をすすめること。
6. 中学校にも専任の学校司書を正規職員で配置すること。
7. 各小中学校に配置されているスクールカウンセラーは正規職員として雇用するよう変更すること。また、増員すること。

◎施設課

1. 校舎の管理・修繕をきめ細かく計画的に行い、問題が発生する前に対処すること。
2. 校舎、校地、設備の維持、改善に関する予算を増額すること。改修・修繕計画を明示すること。
 - (1) 老朽化したトイレの改修、洋式化を早急に進めること。
 - (2) 雨もりを至急改修すること。
 - (3) 校舎の外壁修繕・再塗装をすること。
 - (4) 床の修繕を行うこと。
 - (5) 小学校低学年の教室の黒板は可動式のものにすること。
 - (6) 職員用男女別休憩室を全校に設置すること。
 - (7) 御滝中の特別棟にトイレを設置すること。
 - (8) 宮本中など、廊下が屋外にある学校は雨天時の対策を検討すること。
3. 空き教室については、福祉作業所、地区社協の子育てサロンやデイサービスなどへの利用を促進すること。

4. 施設・校庭遊具のペンキ塗りや修繕を、教職員、児童・生徒に肩代わりさせることをやめ、専門家の手で定期的実施すること。
5. 家庭科室の各テーブルの流しに給湯設備を整備すること。
6. 芝山西小学校について、通学の利便性・安全性の確保と災害時の避難経路確保のために、西側にも入り口を設置すること。
7. 学校校舎についてエレベーターの設置や段差の解消など、バリアフリー化すること。
8. 葛飾小学校正門前のクスノキを保全すること。

2) 学校教育部

◎学務課

1. 養護補助教員を全校に配置し、大規模校には養護教諭を複数配置すること。事故対策要員を配置すること。
2. 市立幼稚園を設置すること。
3. 私立幼稚園の父母負担の軽減を図ること。
4. 各幼稚園の施設・保育内容を点検し、必要な改善勧告を行なうこと。
5. 幼児教室に対する就園児補助・運営費補助を実施すること。
6. 「学級定数認可日」を4月1日以前にするよう県に働きかけること。
7. 就学援助制度について、クラブ活動費、PTA会費、学級費を支給すること。さらに市の独自援助項目を追加し、入学前の入学準備金支給をさらに前倒しするなど改善拡充すること。すべての保護者に制度を知らせる工夫をすること。
8. 学校職員の出張や研修の内容を精選し回数を減らすこと。
 - (1) 行事調整委員会で調整をはかること。
 - (2) 強制的な出張、研修はやめ、学校現場の状況を第一にすること。
 - (3) 小規模校に配慮すること。
9. 日本語を話せない児童、生徒のための補助教員を配置すること。
10. 私立高校の助成を増やすよう県に求めること。
11. 教職員の事務服、運動服、白衣などの予算化を県教育委員会に申し入れること。
12. 労働安全衛生法に基づく教職員の勤務実態管理を行うこと。
13. 図書購入費の予算を増額すること。
14. 備品、消耗品、図書修繕等の学校配当予算を増額すること。
 - (1) 模造紙、画用紙を十分に配当し、父母に負担をさせないこと。
 - (2) 中学校の技術室の工具を増やすこと。

- (3) 教職員の事務用品費を増額すること。
- 15. 父母負担の軽減をはかること。
 - (1) 義務教育課程でのワークドリル、コンパスなどの副教材は原則として全て学校で用意し、公費負担とすること。学級費・教材費は徴収しないこと。
 - (2) 校外学習は公費負担とすること。職業体験の際は公共交通機関を利用できるようにし、交通費を公費負担とすること。
 - (3) 進路指導に必要な経費は公費負担とすること。

◎指導課

- 1. 「子どもの権利条約」が実効あるものとなるよう、教育現場での対応を見直し、改善を図ること。
- 2. いじめに対する相談体制は担任まかせにせず複数での対応とし、スクールカウンセラーの援助も検討すること。
- 3. 学校行事の中で「日の丸」「君が代」の強制を行なわないこと。
- 4. 小中学校で三番瀬の学習を行うこと。
- 5. 研究校の指定については、次のことに配慮すること。
 - (1) 当該学校に事前にその内容を知らせ、教職員の合意を前提に行なうこと。
 - (2) 研究指定を受けた学校が、教職員の勤務や児童の実態を顧みない、行きすぎた研究が行なわれないようにすること。
- 6. 通学カバンの指定はやめること。特に、重いスポーツバックタイプのものは、生徒の身体に悪影響をあたえているのでやめること。
- 7. 小中学校の図書室を地域に開放すること。
- 8. 名簿は男女混合とすること。ジェンダーフリー教育を推進すること。
- 9. 長期欠席児童・生徒への適切な対応を行なうための教員を増員し、特別な指導体制をとれるよう県に働きかけること。
- 10. L G B Tへの理解をすすめる講義を教員・児童・保護者に行うこと。
- 11. 中学校で労働基準法等を教えること。(卒業後のブラックバイト対策になるようなものとする)

◎保健体育課

- 1. 学校給食費は無料にすること。
- 2. 食中毒対策のための施設改修・改善を行うこと。
- 3. 学校給食の調理業務委託はやめ直営にすること。災害時に炊き出しが行える体制を整えること。中学校の給食は入学当初から実施すること。
- 4. 中学校に生徒用の更衣室を設置すること。
- 5. 小中学校の給食食材の塩素消毒はやめること。

6. 学校給食に、市内産の農産物を使うこと。ポストハーベストなどが心配される輸入農産物は使用しないこと。また、遺伝子組替食品は使わないこと。
7. バッグ、体操服、ジャージ、水着、上ばき、体育館ばきなど、学校指定により割高になっているものは改善すること。
8. 部活動に必要な費用は全額公費でまかなうよう関係機関に働きかけること。
9. 連日の早朝練習や休日練習など、行き過ぎた小中学校の部活動を見直し是正すること。

◎市立高校

1. 普通科の通学区域の市外への拡大をやめ、市内の中学生に門戸を広げること。生徒の定員削減を行わないこと。
2. 部活動は生徒による自主的な運営のもとに行い、練習計画も生徒が中心で決定できるようにすること。暴力・暴言・しごきをなくすこと。
3. 第3体育館は市民に無料で開放すること。
4. 特別支援学級を設置すること。
5. 国に授業料無償化を要望し、入学料・教科書代他も無償化を国に求め、市独自にもすすめること。
6. 入試の選抜は公正に行うこと。
7. L G B T への理解をすすめる講義を教員・生徒に行うこと。
8. ブラックバイト対策を行うこと。労基法等の実用的な講義をすること。

◎総合教育センター

1. 県立特別支援学校の訪問教育を受けている子どもの学校行事参加の移動支援を行うこと。
2. 特別支援学級の児童数5人以下の学級にも介助員をつけること。
3. 特別支援学級の担任教諭が妊娠したときは、その人に対する介助員をつけること。
4. 総合教育センターに体育館・グラウンドを設置すること。
5. プラネタリウム館の入場料はすべて無料とすること。
6. すべての小中学校に特別支援学級、通級指導教室を設置すること。
7. 障害をもつ児童・生徒が普通学級に通学する場合は、必ず介助員を配置すること。
8. 特別支援学校・特別支援学級の卒業生を、市や、市の関連施設で積極的に採用すること。
9. 教職員の研修を保障するための予算を計上すること。
10. 中学校特別支援学級の作業室を充実すること。
11. 特別支援学級に電話、手洗い場、調理設備を設置すること。葛飾小の特別支援学級に、専用のシャワー付きトイレを設置すること。

12. 通級指導教室の担当職員を増やして、個別指導計画の作成と実施にかかる負担を減らし、指導にあたる時間を増やせるようにすること。
13. 発達障害の周知、通級や固定級担当者の専門性の向上を図ること。中学校の進路指導の際には「特別配慮通知」が活用できることを保護者に伝えること。

3) 生涯学習部

市が作成・実施する生涯学習計画において、以下の事項を実施すること

1. 公民館使用時間帯区分と、社会教育団体等の有料化を見直し、元に戻すこと。利用手続きを簡素化すること。
2. 公民館の市民利用については無料にすること。
3. 児童・生徒が利用できる地域の施設を拡充すること。
4. 体育館、グラウンド、温水プール、各種のコート、道場、野球場、サッカー場などの整備年次計画をつくり、計画的な整備をすすめること。
5. まちかどスポーツ広場を増設すること。
6. 葛飾中学校区にサッカーのできるスポーツ広場を設置すること。
7. 宿泊できる社会教育施設を市内に建設すること。
8. 平成8年4定で、全会一致で採択された、多目的中規模ホールの建設について、具体化すること。
9. グランドゴルフの用具については、老朽化がすすんでいるので、随時、更新すること。

◎社会教育課

1. 図書館サービスを抜本的に拡充し、身近に利用できる図書館サービスを実現すること。図書館3館を直営に戻すこと。
すべての公民館にネットワーク図書館を設置すること。小中学校図書館とのネットワーク化を図ること。
 - (1) CDやビデオソフト（DVD）を充実し、貸出を行なうこと。
 - (2) 新刊本を増やし借りやすくすること。医学書など専門書も新しいものをそろえること。
 - (3) 公民館の図書も含め、図書購入に市民の声を反映させること。
 - (4) 移動図書館の回数を増やすこと。
 - (5) 公民館図書室の利用時間を午前9時から午後5時に時間延長すること。
 - (6) 北図書館の駐車場を増やすこと。自習室も整備すること。
2. 視聴覚ライブラリーを充実すること。視聴覚ライブラリーの貸出し、返却は

公民館でも受け付けること。

3. 公民館について

- (1) 公民館を増設すること(行田、前原、JR 線西船橋駅以南、南三咲、金杉、西習志野、芝山、高野台、山手)
- (2) 小室公民館は、手狭になっているので、単独施設に建て替えること。
- (3) 車椅子で舞台上がれない公民館がある。昇降機を用意すること。
- (4) すべての公民館に防音つきの音楽室を設置すること。
- (5) 公民館の図書室、新聞・雑誌コーナーを充実すること。
- (6) 市民参加の自主事業を充実させること。
- (7) 公民館のサークル用備品を充実し、物置を設置すること。
- (8) 公民館の男性用トイレにもオムツ交換台を設置すること。
- (9) 東部公民館の集会室の防音対策を。

◎文化課

1. 文化財保護等の将来ビジョンを策定すること。
2. 文化財保護の予算を増やし、文化財調査をし、保存する価値のあるものは保存すること。埋蔵文化財については用地購入を含めて保存に努めること。大穴の貴重な遺跡を宅地化しないこと。
3. 東部地域に第2市民文化ホールを建設すること。
4. 美術館・博物館を建設すること。
5. 市民文化ホールの使用料を引き下げること。自主的文化団体の使用料を減免すること。
6. 清川記念館を早期に整備すること。
7. 音楽専用の中ホールを建設すること。

◎生涯スポーツ課

1. 小・中学校の体育館、校庭の夜間・休日の全校開放をすすめ、ネットや夜間照明の設備を整え必要な人員を配置すること。
2. 小・中学校のプールは夏休み中の一般開放を拡充すること。
3. 民間スポーツ施設を市民へ開放するよう設置者に働きかけること。
4. 屋内プールを増設すること。公営プールを無料にすること(特に子どもの利用について)。
5. 総合体育館の駐車料金を無料にし、使用料を引き下げること。
6. 自主的な市民文化スポーツ団体の要求をよく聞き、援助や助成を行なうこと。
7. 市のマラソン大会は市内愛好者の声を取り入れ、市民に親しまれる事業に改善すること。

8. バasketゴールやスケートボード場など若者が利用できる広場を建設すること。
9. 西部地域にスポーツ施設を建設すること。
10. 行田運動広場隣接の市立船橋高校のテニスコートを、一般市民も使いやすくすること。
11. 公共のアーチェリー場を建設すること。

◎青少年課

1. 一宮少年自然の家について下記の改善をすること。
 - (1) 日の丸の掲揚をやめること。
 - (2) 給食は直営事業で行なうこと。
 - (3) 常駐の養護教諭を配置すること。
 - (4) 宿泊が可能な津波避難所とし、必要な備蓄を行うこと。
2. キャンプ場のテントは青少年かが責任をもってきちんと手入れし、使用できるものを貸し出すこと。利用者に対し、過度な手入れを求めないこと。
3. 青少年センターに臨床心理士などを配置し、発達障害、学習障害の相談に対応できるようにすること。カウンセリングも行えるようにすること。

13. 監査委員

1. 随意契約で行われている契約について、地方自治法に基づく厳格な入札が必要である。現在の随意契約が法や政令、財務規則に照らし適正であるか監査すること。
2. 外部監査人には、効果的な監査となるよう契約すること。また、公認会計士だけでなく、弁護士も入れること。
3. 地方自治法第242条第2項本文の法定期間の経過した住民監査請求については、千葉地方裁判所（平成15年（行ウ）第13号 損害賠償請求事件）判決で示されたように、この裁判における市の主張内容だけをもって、同項但し書の「正当な理由」がないとして、住民監査請求を却下しないこと。
4. 監査報告を分かりやすいものとする。
 - (1) 重要事項についての説明を行うこと。
 - (2) 職員の配置も明記し、前回監査時との比較、職員の増減、非常勤、臨時、再任用職員も明記すること、また時間外勤務の多寡についても記載し、その実態についての評価も記載すること。
5. JCN船橋・習志野に清掃工場用地を普通財産、随意契約で貸し付けているが、当該企業の公共性と貸し付け手続きの正当性について監査すること。

14. 選挙管理委員会

1. 投票所を増やすこと
 - (1) 高野台地区に投票所を設置すること。
 - (2) 丸山2丁目に投票所を設置すること。
 - (3) 船橋法典駅周辺に期日前投票所を設置すること。
 - (4) 田喜野井小学校に投票所を設置すること。
 - (5) 13区に編入した丸山の有権者のための期日前投票所を丸山公民館に設置すること。
2. 投票所のバリアフリー化をすすめること。特に本中山地域。

3. 公平、公正な選挙結果の公表に努めること。特定の議員などへの便宜供与が疑われるような行為は慎むこと。

15. 農業委員会

安倍政権は、「企業が一番活躍しやすい国づくり」を公言し、TPPによる農林水産物の全面自由化を前提に、外国産農産品との競争が困難である中小経営の農山漁村を切り捨てようとしている。農協や農業委員会など、家族経営を支えてきた戦後農政の根幹を解体したのは、農業経営や農地を営利企業に開放するためである。

特に、2016年4月に施行された農業委員会法「改正」では、農業委員の公選制の廃止、業務内容からの「意見の公表、建議等」の削除などが行なわれた。これによって、農業委員から農地所有者や農家の排除をすすめ、これまでの「農民の代表機関」としての役割から、市町村長の下請け機関に変質させようとしている。

こうしたなかで、農業委員会制度の根幹である、地域の農民の代表であり、農地の番人として役割を維持することは、ますます重要である。

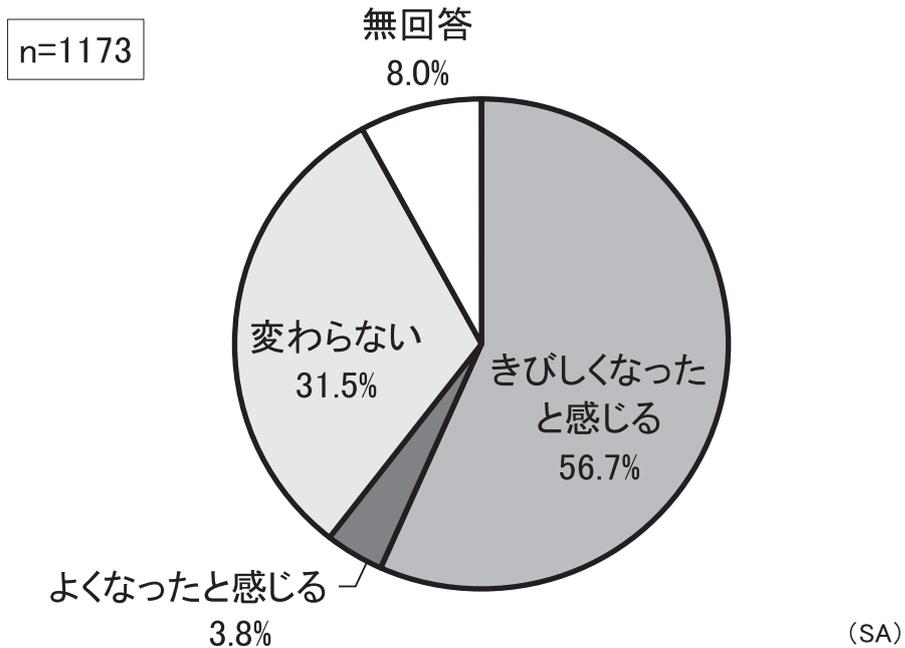
そのためにも、以下の要望事項を実施するよう、強く要望する。

1. 市町村長による農業委員の任命にあたっては、公募や推薦、議会での承認などの手続きを徹底し、農民の代表性、農地の自主的管理を担う機関としての役割を発揮できるようにすること。
2. 農業委員は、農家の財産である農地の権利を扱う。地域の農業者の声を農地管理や農政に反映させること。
3. 都市農業振興基本法に基づく、具体的な振興策の早期実施について、市長へ求めること。
4. 制度の変更に伴い、より煩雑となることが予想される農業委員会事務局について、体制を強化し、委員手当でも引き上げるよう、市長に求めること。

- 2018年度予算要望アンケートは、2017年5月より市内に約13万4千枚を配布。
- 2017年8月7日までに回答を頂いた分、1173通についての集計。

1. あなたの暮らしについてお伺いします。

問1：去年と比較して、



		回答数	%
全体		1173	100.0
1	きびしくなったと感じる	665	56.7
2	よくなったと感じる	45	3.8
3	変わらない	369	31.5
	無回答	94	8.0

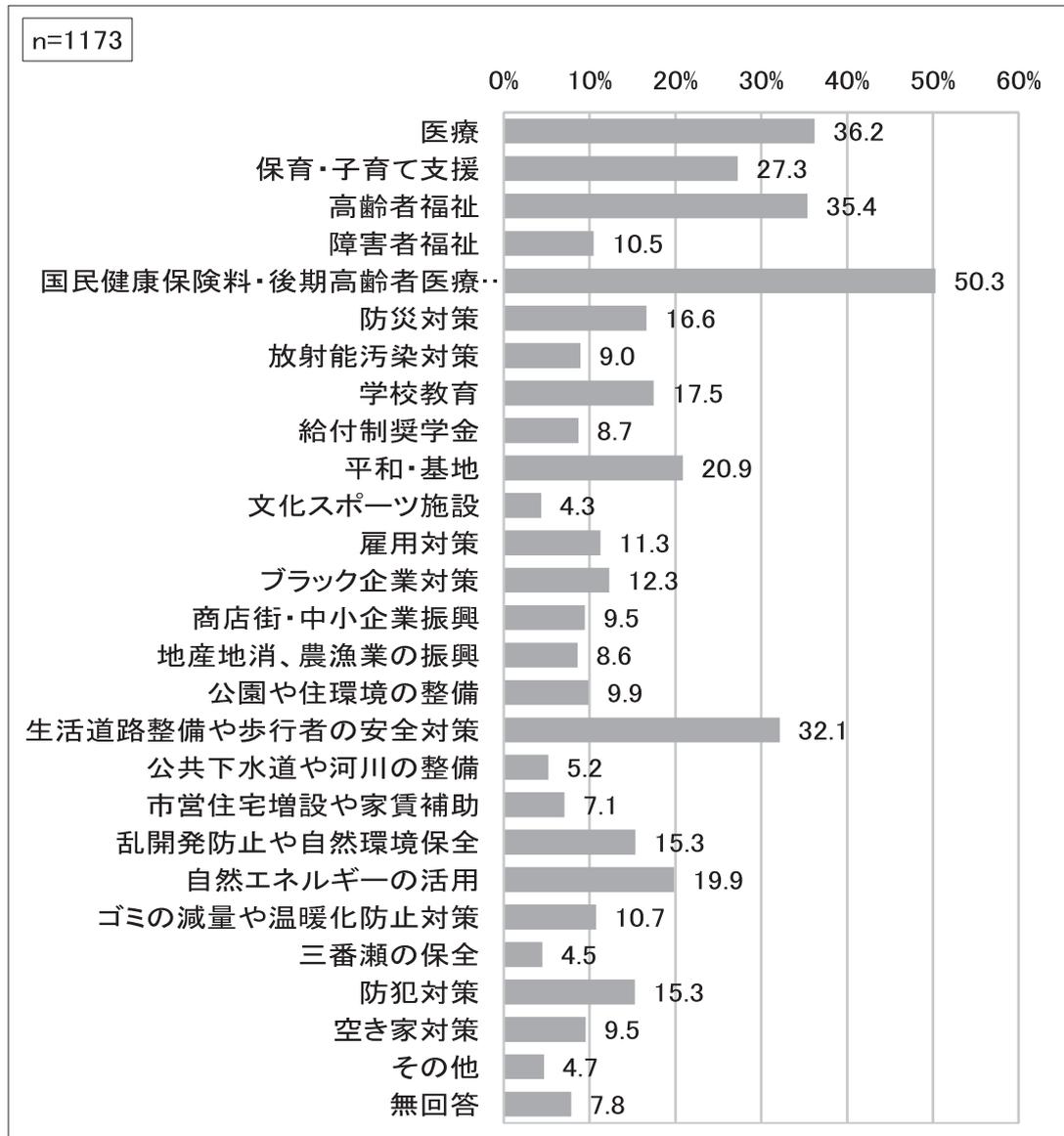
		回答数	1	2	3	無回答
			きびしくなったと感じる	よくなったと感じる	変わらない	
全体		1173	665	45	369	94
		100.0%	56.7%	3.8%	31.5%	8.0%
年齢	10代	3	0	0	2	1
		100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%
	20代	21	8	3	9	1
		100.0%	38.1%	14.3%	42.9%	4.8%
	30代	63	32	7	23	1
		100.0%	50.8%	11.1%	36.5%	1.6%
	40代	105	44	9	48	4
		100.0%	41.9%	8.6%	45.7%	3.8%
50代	129	72	9	41	7	
	100.0%	55.8%	7.0%	31.8%	5.4%	
60代	250	158	2	78	12	
	100.0%	63.2%	0.8%	31.2%	4.8%	
70代	321	197	5	94	25	
	100.0%	61.4%	1.6%	29.3%	7.8%	
80代以上	186	113	5	51	17	
	100.0%	60.8%	2.7%	27.4%	9.1%	

2・優先的に実施

問2：あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択してください。

	回答数	%
全体	1173	100.0
1 医療	425	36.2
2 保育・子育て支援	320	27.3
3 高齢者福祉	415	35.4
4 障害者福祉	123	10.5
5 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ	590	50.3
6 防災対策	195	16.6
7 放射能汚染対策	105	9.0
8 学校教育	205	17.5
9 給付制奨学金	102	8.7
10 平和・基地	245	20.9
11 文化スポーツ施設	51	4.3
12 雇用対策	132	11.3
13 ブラック企業対策	144	12.3
14 商店街・中小企業振興	111	9.5
15 地産地消、農漁業の振興	101	8.6
16 公園や住環境の整備	116	9.9
17 生活道路整備や歩行者の安全対策	377	32.1
18 公共下水道や河川の整備	61	5.2
19 市営住宅増設や家賃補助	83	7.1
20 乱開発防止や自然環境保全	180	15.3
21 自然エネルギーの活用	233	19.9
22 ゴミの減量や温暖化防止対策	126	10.7
23 三番瀬の保全	53	4.5
24 防犯対策	179	15.3
25 空き家対策	112	9.5
26 その他	55	4.7
無回答	92	7.8

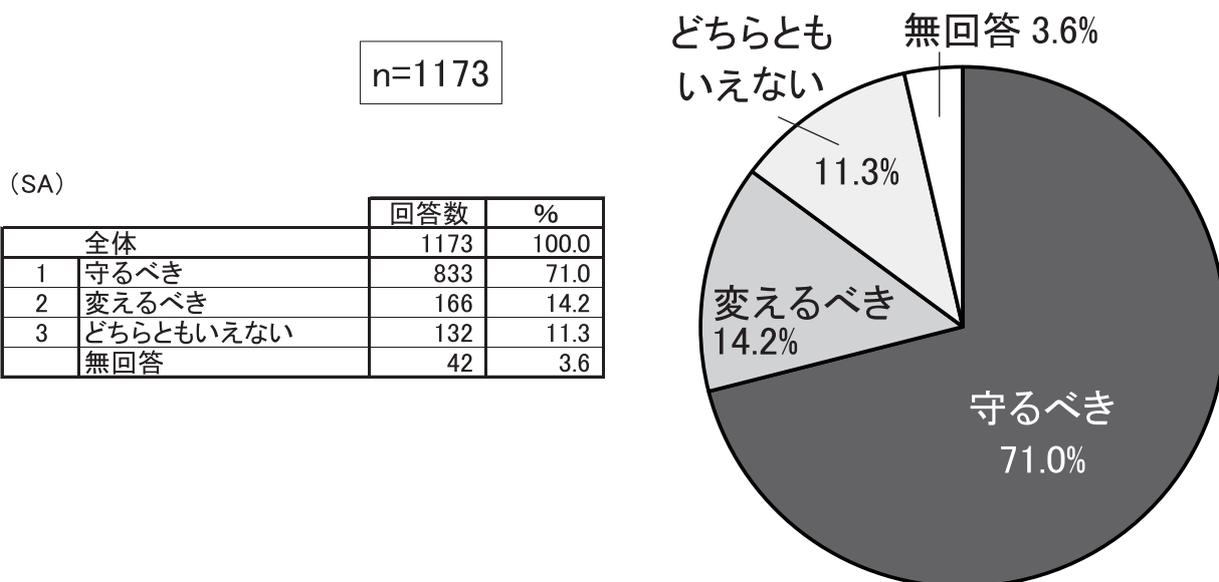
(MA)



3. いま国政で焦点になっているいくつかの問題について伺います。

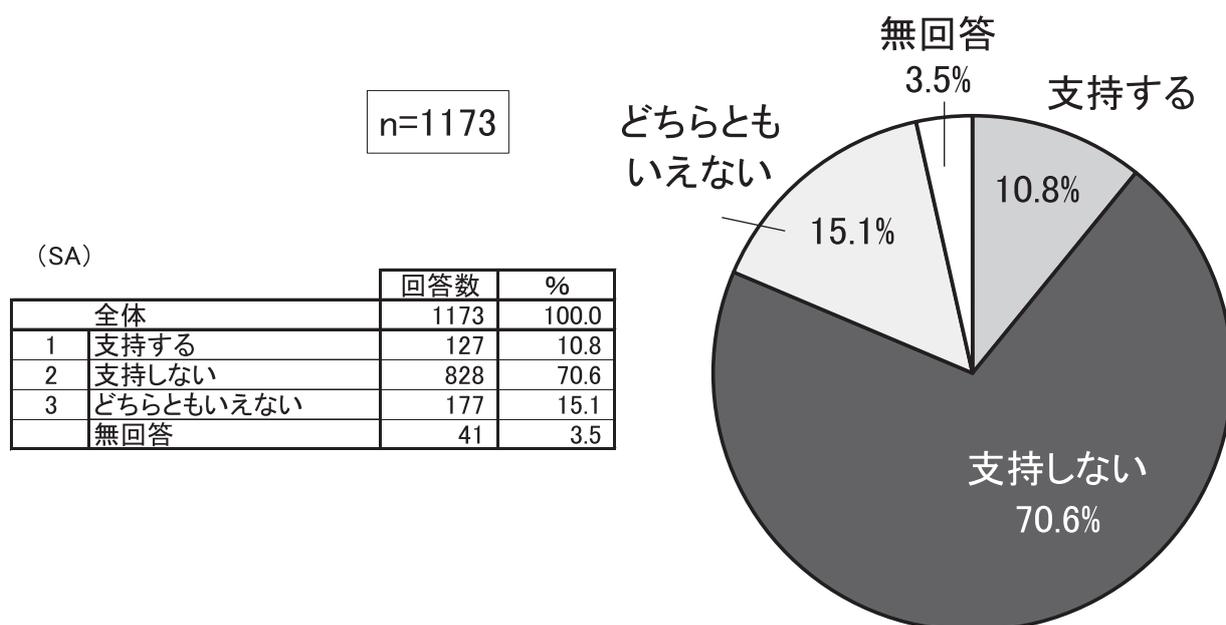
(1) 憲法9条

憲法には、第二次世界大戦の加害と被害の凄惨な歴史を2度と再び繰り返さない決意がこめられています。その目的を達成するため、9条は戦争放棄と戦力不保持・交戦権の否認を掲げています。外国とのもめ事は、外交の努力で解決する立場を貫くべきです。憲法9条を、



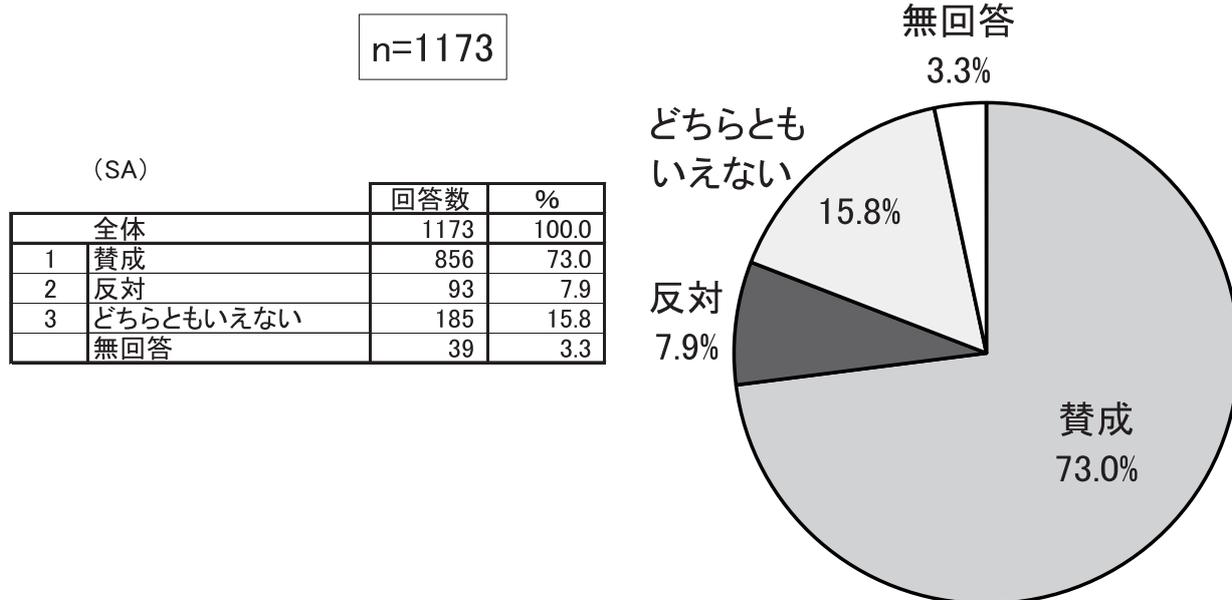
(2) 安倍政権

安倍政権の4年間で、賃金は年額18万円もさがり、医療や介護の負担が増えています。しかし、「森友学園」への国有地払い下げで8億円の値引きが行われるなど、国民の財産を私物化するような扱い方が大問題となっています。安倍政権について、



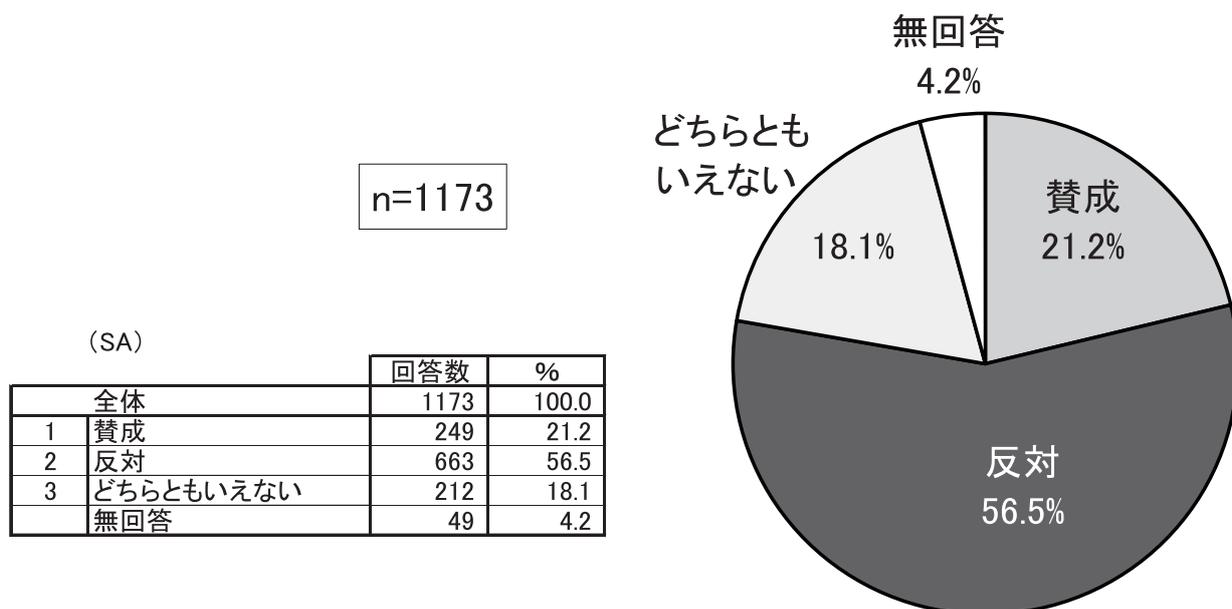
(3) 原発エネルギー

日本共産党は原発再稼働路線をきっぱり中止して「原発ゼロの日本」に踏み出すことを提案しています。太陽光・熱、小水力、風力、バイオマス、地熱、潮力など再生可能エネルギーの飛躍的普及をはかり、経済発展にも効果をあげるエネルギー自給率の向上をめざしています。日本共産党のエネルギー政策に、



(4) 共謀罪

テロ等準備罪（共謀罪）は起こっていない事件を捜査するため、捜査機関の判断で市民が監視の対象にされます。盗聴等が拡大されると共に思想信条・内心の自由を侵す事になる為、導入すべきでないと考えます。共謀罪の導入に、



6. 年代

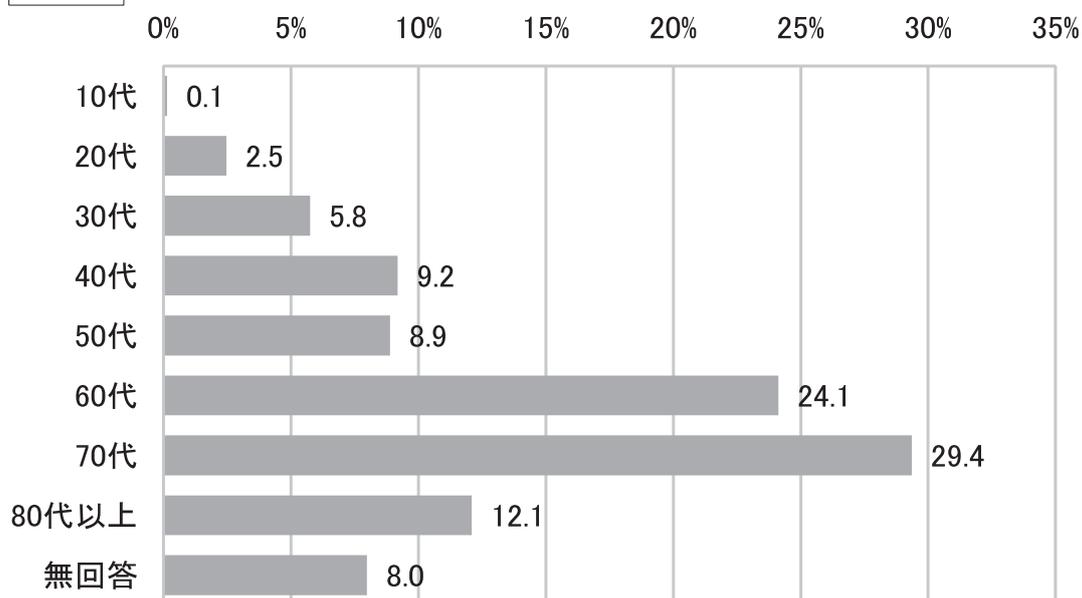
さしつかえなければあなたの年代をお聞かせください。

回答者の年代

(SA)

		回答数	%
全体		1173	100.0
1	10代	3	0.1
2	20代	21	2.5
3	30代	63	5.8
4	40代	105	9.2
5	50代	129	8.9
6	60代	250	24.1
7	70代	321	29.4
8	80代以上	186	12.1
	無回答	95	8.0

n=1173



こんにちは 日本共産党です 市民アンケートにご協力ください

2017年7月 日本共産党船橋議員団

安倍政権は、戦争法やシリア問題などアメリカとともに「戦争する国」への動きを一層強めています。国民を監視する共謀罪や戦前の「教育勅語」などで、自由や民主主義を壊し、教育・医療・福祉の予算を減らし続けています。

それに対し市民と野党が全国で共闘を広げています。安倍政権の暴走政治を終わらせようと千葉4区、13区をはじめ県内でも共闘する会が次々発足しています。暮らしと平和を守り、憲法をいかけた政治へ日本共産党は市民と野党の共闘に力をつくします。

船橋市は豊かな財政力を市民生活に活かさず、550億円もの税金をメディカルタウン開発につき込もうとしています。

日本共産党市議団は予算の使い方を変えてもっと市民の願いに応えられる船橋市にと奮闘しています。

このアンケートは毎年、市民のみなさんにご協力をお願いしているものです。アンケートに寄せられた声を議員活動に活かし、議会内外の取り組みで、さまざまな施策を実現してきました。

ご協力よろしくお願いたします。

みなさんと力を合わせて実現しました

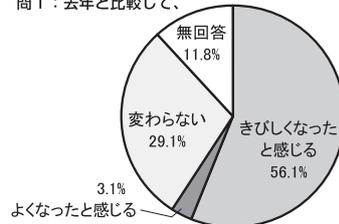
- タクシー運賃助成の対象拡大：腎機能障害3・4級で人口透析治療を受けている人、特養ホーム等の入所・入院中の人
 - 妊婦・出産支援事業：病院の空きベッドを活用した宿泊型産後ケア等
 - 特別支援学級増設：三咲小・法田中・八木が谷中(自閉症・情緒障害)、南本町小(知的障害)
 - 就学援助の入学準備補助引き上げ：小学2万470円⇒4万600円、中学校2万3550円⇒4万7400円
 - 私立幼稚園就園奨励補助増額：市民税非課税世帯の第2子無償化、市民税所得割課税77,100円以下世帯の負担軽減
 - 認可外保育施設園補助増額：補助限度額を認証保育所と同額の3万円に
 - バイオマスエネルギー活用施設整備基本調査：高瀬下水道処理場の処理過程で生じる消化ガス等を発電に活用
 - 二和向台駅ロータリー用地、行田の中学校用地、塚田第2小学校用地等取得
 - 低所得者、高齢者等の民間賃貸住宅への入居支援事業
- (主なものを抜粋)

昨年の市民アンケート結果から

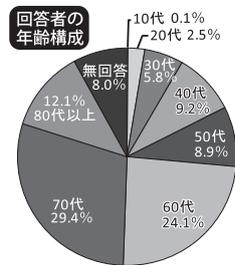
2016年5月より約14万枚を配布。2016年8月末までに回答をいただいた、1339通についての集計です。

1. あなたの暮らしについてお伺いします。

問1：去年と比較して、



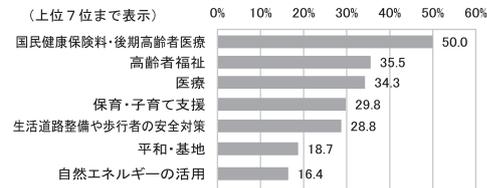
回答者の年齢構成



2. 優先的に実施

問2：あなたが優先的に実施してほしい政策を選択してください。

(上位7位まで表示)



1 あなたの暮らしについてお伺いします。該当する項目に○をつけてください。

去年と比較して、 1. きびしくなったと感じる 2. よくなったと感じる 3. 変わらない

そのように感じる要因は何ですか。よろしければお書きください。

2 あなたが優先的に実施してほしい政策を次の中から5つまで選択し、○をつけてください。具体的な内容を [] 内にお書きください。

1. 医療 2. 保育・子育て支援 3. 高齢者福祉 4. 障害者福祉 5. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き下げ
6. 防災対策 7. 放射能汚染対策 8. 学校教育 9. 給付制奨学金 10. 平和・基地 11. 文化スポーツ施設 12. 雇用対策
13. ブラック企業対策 14. 商店街・中小企業振興
15. 地産地消、農漁業の振興 16. 公園や住環境の整備
17. 生活道路整備や歩行者の安全対策 18. 公共下水道や河川の整備
19. 市営住宅増設や家賃補助 20. 乱開発防止や自然環境保全
21. 自然エネルギーの活用 22. ゴミの減量や温暖化防止対策
23. 三番瀬の保全 24. 防犯対策 25. 空き家対策 26. その他

具体的な内容

3 いま国政で焦点になっているいくつかの問題について伺います。該当する項目に○をつけてください。その他ご意見がありましたら [] 内にご記入ください。

憲法 9 条
 憲法には、第二次世界大戦の加害と被害の凄惨な歴史を2度と再び繰り返さない決意がこめられています。その目的を達成するため、9条は戦争放棄と戦力不保持・交戦権の否認を掲げています。外国とのもめ事は、外交の努力で解決する立場を貫くべきです。

▼ 憲法 9 条を

1. 守るべき 2. 変えるべき 3. どちらともいえない

安倍政権
 安倍政権の4年間で、賃金は年額18万円もさがり、医療や介護の負担が増えています。しかし、「森友学園」への国有地払い下げで8億円の値引きが行われるなど、国民の財産を私物化するような扱いが大問題となっています。

▼ 安倍政権について

1. 支持する 2. 支持しない 3. どちらともいえない

原発 エネルギー
 日本共産党は原発再稼働路線をきっぱり中止して「原発ゼロの日本」に踏み出すことを提案しています。太陽光・熱、小水力、風力、バイオマス、地熱、潮力など再生可能エネルギーの飛躍的普及をはかり、経済発展にも効果をあげるエネルギー自給率の向上をめざしています。

▼ 日本共産党のエネルギー政策に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらともいえない

共謀罪
 テロ等準備罪（共謀罪）は起こっていない事件を捜査するため、捜査機関の判断で市民が監視の対象にされます。盗聴等が拡大されると共に思想信条・内心の自由を侵す事になる為、導入すべきでないと考えます。

▼ 共謀罪の導入に

1. 賛成 2. 反対 3. どちらともいえない

その他ご意見がありましたらお書きください。

4 お住まいの地域でお気づきのことや具体的な要望事項がありましたらお書きください。

道路や排水の整備、信号、カーブミラー、防犯灯の設置などは具体的な場所を図に書いてくださると助かります。
 (詳しい住所番地も記載して頂けるとすぐに対応できます。)

地図・住所など

5 日本共産党に対するご意見をお聞かせください。

6 さしつかえなければ該当する項目に○をつけてください。

- 【年齢】 10代 20代 30代 40代 50代
 60代 70代 80代以上

よろしければ、ご記入下さい。

住所 郵便番号
 電話 () 氏名

ご協力ありがとうございました

アンケートへのご回答は、①返信用封筒(郵送)、②FAX、③インターネット(「日本共産党船橋市議団」のホームページより)、④お近くの日本共産党の議員・党員に渡す、のいずれかの方法でお願いいたします。

船橋市湊町2-10-25 〒273-0011
 船橋市役所内日本共産党議員控室
 電話 436-3030 FAX 420-7201
 Eメール nk-fsd@guitar.ocn.ne.jp
 ホームページ jcp-funabashi.jp

〒274-0805 ▼ 郵送、FAX はこちらまで ▼
 船橋市二和東6-41-20 日本共産党千葉県西部地区委員会
 電話 047-440-5240
 FAX 047-449-7004

千葉県議会議員 (船橋市選出)		
丸山 慎一	本町 7-21-6-709	☎424(6347)
船橋市議会議員		
佐藤 重雄	若松 2-4-10-203	☎432(9872)
関根 和子	咲が丘 4-12-8	☎447(0557)
岩井 友子	丸山 4-22-13	☎438(8647)
金沢 和子	夏見 1-13-32-705	☎422(5278)
渡辺ゆう子	習志野台 4-12-3-403	☎462(7273)
中沢 学	前原西 1-10-23-202	☎493(8140)
松崎 さち	西船 2-12-8-13-B	☎432(9317)
坂井 洋介	高根台 7-14-4-1	☎404(2039)